

IMADR創立25周年記念冊子

「反差別国際運動の挑戦—世界の水平運動をめざして」

1988年～2013年

2013年 6 月発行

編集・発行：反差別国際運動（IMADR）
反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）

目 次

挨拶	IMADR理事長 ニマルカ・フェルナンド	3
	IMADR副理事長 武者小路公秀	5
祝辞	国連人権高等弁務官 ナビ・ピレイ	6
	元国連人種差別特別報告者 ドウドウ・デイエン	7
	反差別国際運動（IMADR）の結成とその歴史的背景	友永健三 8
	反差別国際運動（IMADR）の創立と25年間の歩み	10
回顧：	反差別国際運動初代理事長 上杉佐一郎委員長について	組坂繁之 11
	ミリアム・シュライバーさんを偲ぶ	友永健三 12
	田中・フォックス・敦子さんを偲ぶ	13

IMADRの活動

JMADRの課題：部落・ダリット差別の撤廃	14
特別寄稿：部落差別とカースト差別（職業と世系に基づく差別）撤廃	和田献一 16
JMADRの課題：見えなくされてきた人種主義・人種差別	18
特別寄稿：日本における人種差別の課題と展望—国際人権基準に照らして	申恵丰 20
JMADRの課題：先住民族の権利確立	22
特別寄稿：アイヌ政策の課題と展望	阿部ユボ 24
特別寄稿：先住民族としての琉球民族の現状と課題	当真嗣清 25
JMADRの課題：搾取的移住・人身売買の撤廃	26
特別寄稿：日本の搾取的移住と人身売買—課題と展望	稲葉奈々子 28
JMADRの課題：スリランカの平和と人権	30
特別寄稿：危機に瀕するスリランカの表現の自由	32
JMADRの課題：ロマ	34
特別寄稿：オップレ・ロマ！OPRE ROMA！ 立ち上がれ、ロマ！ARISE ROMA！	金子マーティン 36
JMADRの課題・司法における人種主義 狭山差別裁判	38
特別寄稿：狭山事件と国際人権（自由権）規約委員会の勧告	片岡明幸 40

付録

世界のIMADR	43
IMADRの書籍	44
IMADRとは	45

感謝をこめて：

反差別国際運動設立25周年にあたり、創設時の志と精神を思い起こすとともに、
今、私たちが取り組むべきことを確認するために、本冊子を作成しました。
長年にわたりIMADRを支えてくださった団体・個人の皆様に心より感謝を捧げます。

IMADRが大切にしている視点：

EMPOWERMENT—立ち上がり

差別を受けている人びとの声を中心に据え、差別をなくすために人びとが立ち上がること。

SOLIDARITY—つながり

さまざまな権利が十分保証されていないマイノリティが連携・連帯し、共通の課題に取り組み、
そのつながりを社会へ、世界へと広げること。

ADVOCACY—基準・仕組みづくり

つながった声と力によって、差別と人種主義の撤廃のための法制度や仕組みを
国内や国連で強化すること。





ニマルカ・フェルナンド
反差別国際運動 (IMADR) 理事長

反差別国際運動創立25周年にあたり、理事長としてご挨拶できることを光栄に思います。1995年に理事長に任命されたとき、私は、運動と共に成長をし、優れた創設者の方々と一緒に25年を祝えるようになるとは想像だにしませんでした。理事長としてリーダーシップをとることになったスリランカの人権活動家にとって、IMADRの活動は数々の挑戦と試練が続く闘いでありました。

IMADRは世界各地で闘かう人びとのそばに常に留まるよう努めてきました。アンデス山脈沿いに住むマプーチュのコミュニティから、ネパールのダリット、南インド・タミールナドゥのダリット、2004年のインド洋大津波と2009年の内戦終結により避難民として移住を余儀なくされたスリランカ北部のジャフナに住む国内避難民まで、多くの当事者の声に耳を傾けてきました。2001年のダーバンにおける反人種主義世界会議は、カーストに基づく差別との闘いや、パレスチナ人民を含む民衆の自決権の主張の支持など、IMADRに新しい取り組みに挑戦するきっかけを与えました。

IMADRの国際提言活動は、ダーバン会議において、カーストに基づく差別を表に引っ張りだし、職業と世系に基づく差別撤廃のための原則と指針策定の取り組みを国連に促すための弾みをつけることに成功しました。ここに、ジュネーブ職員としてこの取り組みの基礎を築くことに努力した故田中フォックス敦子さんに追悼の意を捧げます。私たちと被差別マイノリティ・コミュニティとの関わりは、国連人権理事会における国際提言活動と、人権高等弁務官事務所およびさまざまな特別任務遂行者あるいは条約機関との緊密な連携プレイにつながっていきます。

NGOとして、私たちは重大な人権侵害と民主主義への脅威に対峙し、声をあげ、行動し、闘うことを誓います。そして、当局からいかなる報復があろうとも、内戦後・紛争後における人権侵害の説明責任と戦争犯罪の追及を粘り強く求めていきます。今日、アジア太平洋地域において、さらには世界各地において、非政府系の組織や人権活動家の活動スペースは急速に縮小しつつあります。人びとの民主的権利を擁護して闘うNGOは、結社の自由、平和的集会そして表現の自由が脅かされていると感じています。新旧を問わず既存の法律や規制が、NGOの活動範囲と独立性を縛るという隠された目的のために使われています。

国家安全法や反テロリスト対策が、NGOと人権活動家に、武装勢力や非合法運動の支持者や提唱者としての汚名を着せるために使われています。マスメディアの営利企業化とインターネットおよびソーシャルメディアへの規制強化は、市民がNGOの意見や考え方を知る手段を封鎖しています。

闘いの現場で私たちのリーダーたちは人権活動家として威嚇や脅しに直面してきました。私たちは常

に、あらゆる形態の差別に闘うため、現状に挑み、法の支配と司法の独立性を守るために立ち上がることを任務としてきました。IMADRは女性の権利は人権促進の課題の中核にあると捉えています。現在、私たちの活動と任務は、差別と闘うコミュニティと、ラテンアメリカ、ヨーロッパ、南アジア、ナイジェリアそして日本における経験と専門性を代表する理事に支えられています。

人びとの闘いは現場で進められています。時にはコミュニティベースの組織を通して、また時にはより広範囲で明確に見える運動を通して進められています。政府の領域の枠外にあるこの活動は、時には政治体制を補完するものであり、また時には批判するものであります。それは、大抵、“非政府系組織”あるいは“市民社会の社会・政治運動”として呼ばれています。現代社会において、政府と並行して行われているこの活動は、国連などの多層的な取り組みと関わりあいながら、人権の保護と促進そして紛争の平和的解決の促進において重要な意味をもちます。

私たちが提起する重大な問題は、支配者と官僚の権力乱用、腐敗あるいは違法行為、そして憲法の不履行や完全無視などの問題に関係することがしばしばあります。これらの問題提起は権力の座にある人びとにとって決して心地よいものではありません。

社会において最上級の民主主義を保障するためには、次のような要素が確実に必要です：平和的で合法的な反対意見の尊重、寛容そして理解、さまざまな民族とマイノリティの権利の保護、女性の平等な権利の支持、カーストの壁の解体、異なる性的指向をもつ人びとの権利および脆弱な集団の権利の認知、インクルーシブな統治のプロセス、国内の富及び資源の平等な分配です。

すべての人の自由と尊厳は、自決権、社会正義、平和を求める人びとの闘いから生まれてこなくてはなりません。これらは、社会運動と人民の闘いの力を反映した国連憲章の大望でもあります。

IMADRはこうした価値を常に支持して高めていくために全力を尽くします。

2013年 5月



武者小路公秀

(IMADR副理事長・IMADR-JC理事長)

反差別国際運動設立25周年にあたって、世界の水平運動であることを目指しているこの国際NGOの挑戦についての所感を書き記すことで、関係者のみなさまとサポータの皆様へ感謝の気持ちを表明します。世界各地でマイノリティ運動に携わっている方々、国連の人権理事会とその関係機関で協力している方々、そして特に部落解放運動に携わっている方々によって進められてきた反差別国際運動は、20世紀から21世紀にかけて、大げさにいえば世界文明の大転換期に、水平社宣言の精神をもとにした全世界的な「世直し」に貢献する国際運動であったことを、まず確認します。

この25年間は、冷戦時代の終焉、米国単一覇権のもとでの動乱、国連による世界市民の参加するグローバル国際会議の時代でした。

この時代は、マリオ・ユーツィス理事が強調しているように、西欧の普遍主義が世界を風靡した時代から、多様な普遍主義が花開かない限り人類と地球の将来が危ぶまれる時代へと移り変わる転換期を迎えています。IMADRはこの世の中に、「人の世の暗さ、冷たさ」を体感している被差別マイノリティ・先住民族の大同団結を進めてきました。部落解放同盟の精神面・経済面での支えと、「水平社宣言」に触発されて、西欧先進工業諸国に拠点を置く人権NGOとは一味違う人権運動を展開してきました。

国連人権機関が、西欧近代の啓蒙思想をもとにして、元来、人間であることを権利の根拠としていた国際人権は、この25年間に大きく成長しました。その成長の方向性は、水平社宣言の方向をめざしてきたことは、決して偶然ではありません。被差別マイノリティ・先住民族は、世界人権宣言以来、人間であることで人権を認められてきました。国際人権を造ってきた啓蒙思想の貢献を否定することはできません。しかし、いま国連でも次第に形成されている国際人権は、単に人間一般の権利ではなく、それぞれの、マイノリティ・先住民族の持っているかけがえのない固有の生き様、固有の知恵ゆえに、尊敬される権利があることを認め始めています。人権と無関係な生態系に関する生物多様性条約でさえも、先住民族やマイノリティのローカル・コミュニティがもっている伝統知を敬意をもって受け入れるべきことを確認しています。また、国連人権理事会で審議中の「平和への権利」も、特にその平和な生活を脅かされている被差別諸コミュニティを指定して、そのコミュニティの固有の生き様、文化、知恵をおかしてはならないことを主権国家などに訴えています。この新しい傾向、外側から普遍主義を押し付けてきた米欧諸国のグローバル・ガバナンスに対して、平和に生存している人びと、特に「人の世の暗さ、冷たさ」を体験してきたマイノリティ・先住諸民族が、その「殉教者の荆冠」をマジョリティや先進工業諸国に投げ返すことを主張する時代が到来しています。そういう時代に生まれた反差別国際運動は、非西欧文化の中で生まれた人権運動として、たとえば、ダーバンの反人種主義差別撤廃世界会議のときに、先進工業諸国の人権NGOとは異なる立場で、怒る南のマイノリティの反抗的な言動に一定の理解を示してきました。

21世紀の新しい人権の闘いに、非西欧の知恵を基にして参加している反差別国際運動は、西欧近代啓蒙主義に依拠する他の人権NGOとは違った方向から、現代の新自由主義に依拠するグローバル覇権秩序に挑戦しようとしています。反差別国際運動が志向している人権伸長の路線には、特に今日の日本社会の中でこれを否定・圧殺しようとする反動勢力が世論を支配しています。その挑戦に対して闘うことこそ、25周年を迎えた反差別国際運動の使命でしょう。



ナビ・ピレイ
国連人権高等弁務官

反差別国際運動が国連人権システムに積極的に関与をされ、ダーバン会議およびそのフォローアップ等を通して、私たち国連人権高等弁務官事務所に協力していただいていることにお礼を申し上げます。

皆様の組織が人種主義、人種差別および複合的形態の差別の撤廃に向けて、世界的な取り組みをされていること、そして、特に国連人種差別撤廃条約の実施とカーストに基づく差別との闘いに重点をおかれていることに敬意を表します。

皆様の組織による人権文書の実施のためのアドボカシー活動、被差別当事者が自ら声をあげて変化をもたらせるような能力構築トレーニング、あるいは被差別当事者と共に差別と闘うために行われている活動など、さまざまに取りくまれている活動を私たちは後押しをして支持いたします。

差別と向き合うこと、とりわけ、カーストに基づく差別、性や宗教に基づく差別、そして社会の周縁に追いやられた人びとに対する差別にとりくむことは、人権高等弁務官事務所の優先課題の一つであり、私たちの事務所のほぼすべての部署は差別撤廃に関連する活動に関わっています。私たちは、とりわけ、差別の結果である社会的排除、暴力および貧困に苦しむ人びと、そして、複合的および分野横断的な差別に苦しむ人びと、そして教育へのアクセスにおける差別に苦しむ人びとに特別な注意を向けています。こうした差別は現存する不利益の構造を固定化させています。さらに、ダーバン宣言と行動計画およびダーバンレビュー会議の結果文書は、私たち国連人権高等弁務官事務所に具体的で特別な任務を命じています。こうしたとりくみを今後さらに発展させていく所存です。

反差別国際運動創立25周年を心よりお祝い申し上げます。

2013年5月6日



ドウドゥ・ディエン
元国連人種差別特別報告者

反差別国際運動（IMADR）と私の関係は、お互いのことを学びあうプロセスであり、知識の交換であり、正義と尊厳の価値の共有であると言えます。2002年から2008年まで、私は現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容の特別報告者を務めました。この任務はIMADRと私の関係の正式なフレームワークとなりました。特別報告者としての任務は、3つの強力な道具をもって、国際社会に人権促進と実施の重要なステップを提供することにあります。その3つの内の一つは、政府さらには国連からも完全に独立した任務を帯びていること、二つ目は訪問国の人種主義の被害者の沈黙を破り、見える場所に引き出す力、三つ目は人種主義や外国人嫌悪の発現について国連に報告するだけでなく、関係国の政府に人種主義と闘うための法的言質を伴う勧告を提示することです。この任務を果たすには政府の協力と市民社会の支援という二つの条件が必要となります。

私の日本滞在において、IMADRは市民組織の有効な支援に欠かせない3つの基本的な適格性を有していることを実証しました。人種主義との闘いへの全面的なコミットメント、日本社会についての十分な知見、そして運動団体やグループを人種主義と人種差別との全面的な闘いに巻き込んでいく強い力と信頼関係です。この3つの適格性を頼りにできたからこそ、私は日本で人種主義と闘うための法制度に関する知識と、日本文化および日本の倫理価値に関する深い理解をえることができました。人種差別を受けている集団やコミュニティを特定し、彼/彼女らの生活現場に足を運び、差別がもたらす社会的および経済的影響を探りだし、彼/彼女らの人種主義の被害体験を直接聞くことができました。IMADRの質の高い革新的なアプローチにより、逆説的ではありますが、日本文化と日本の人びとへの深い興味を土台に、人種主義と人種差別の発現を包括的に捉えて報告することができました。

私にとって、IMADR関係者が被差別当事者の状況に対する思いやりと感性をもって接していることを知ったという事実は、貴重な経験となりました。理由は分かりませんが、私は文化と精神性の根本的な部分において、アフリカの人びとと日本の人びとの間につながりがあると感じました。

2013年5月6日 パリにて

反差別国際運動(IMADR)の結成とその歴史的背景

友永健三 (部落解放・人権研究所理事、IMADR-JC 理事)

反差別国際運動 (IMADR) の結成

反差別国際運動(IMADR)は、1988年1月25日、東京の六本木にあった松本治一郎記念会館3階の集会室において、内外の関係者200名の参加の下に結成されました。

この結成総会に参加された方も次第に少なくなっている現状を考慮して、その模様を少し具体的に紹介しておきましょう。(国名、団体、役職名等はすべて当時のものです)

結成総会は、民族差別と闘う連絡協議会の李仁夏(イ・インハ)代表の開会あいさつで始まり、議長に部落解放同盟中央本部の小森龍邦書記長を選出、呼びかけ人を代表して部落解放同盟中央本部の上杉佐一郎委員長より「世界の水平運動をめざした全国水平社以来の国際連帯の伝統を受け継ぎ、本日、反差別国際運動が結成されたことは感慨無量のものがあります。今後、アジアをはじめ全世界から一切の差別を撤廃するために全力を傾注したい」との力強い挨拶がありました。

来賓の挨拶があった後、部落解放研究所の村越末男理事長等から設立に至った経過報告と、設立趣意書、定款、役員体制、1988年から1990年までの活動計画と予算案の提案があり、いずれも満場一致の拍手で承認されました。

その後、設立総会で承認された新役員を代表して、上杉佐一郎理事長から挨拶があり、記念アピールがミリアム・シュライバー副理事長から提案され、満場の力強い拍手で承認されました。

北海道ウタリ協会の野村義一理事長の閉会挨拶で結成総会を終え、ただちに第二部として反差別国際運動設立記念集会が同じ会場で開催されました。

記念集会では、海外から参加され役員として就任されたミリアム・シュライバー副理事長(ベルギー・弁護士)、リム・スンマン理事(アメリカ、ウイリアム・パターソン大学教授)、ムルド・アウニット理事代理(フランス、MRAP書記)、ロマニ・ローゼ理事(西ドイツ、ドイツ・シンテイ・ロマ中央委員会委員長)、フレddie・ドラ

ミニ理事(南アフリカ、ANC広報局)、カトリーヌ・カドゥ事務局次長(フランス、日本研究者)、金子マーティン(オーストリア、ウィーン大学)から、部落差別をはじめ一切の差別撤廃に向けたとり組みへの決意を込めたスピーチがありました。

水平社以来の伝統の継承

反差別国際運動の結成は、突然にして成し遂げられたものではありません。これは、全国水平社創立以来の、部落解放運動が積み重ねてきた国際連帯の伝統を受け継いで成し遂げられたものです。

1922年3月3日の全国水平社の創立自体、ロシア革命や民族自決を求めた当時の差別撤廃と人権確立を求めた国際的な動向に大きな影響を受けていました。創立大会で採択された「水平社宣言」もまた、国際的な思想的影響を濃厚に受けて起草されたものでした。

反差別国際運動の結成に至る全国水平社創立以来の部落解放運動としての国際連帯の歴史は、大きく分けて3つの時期に分けることができます。

第1期は、戦前の水平社時代の国際連帯活動で、例えば朝鮮において差別を受けていた白丁(ベクチョン)の解放運動に立ち上がった衡平社(ヒョンピョンサ・1923年4月創立)との連帯を模索していますし、1933年8月には、全国部落代表者会議でナチスによるユダヤ人迫害に対する抗議文を採択し、代表が駐日ドイツ大使館に提出するなどの活動をしています。

第2期は、戦後から1960年代までの時期で、主として当時の松本治一郎部落解放同盟中央本部委員長・参議院議員を中心として展開された国際連帯の活動の時期です。この時期の活動としては、松本委員長自身によるインドの被差別カースト出身者の解放運動との交流が行われていますし、1956年3月には、フランスのパリで開催された人種差別反対・ユダヤ人排斥反対世界会議にも松本委員長が出席し連帯の挨拶を送っています。

第3の時期は、1970年代以降の国際連帯の時期

で、この時期の特徴は、世界各地で差別と闘う運動との連帯を積み重ねるとともに、国連の人権擁護活動との連携が創り出されたことです。70年代の後半に入り、部落解放同盟や部落解放研究所(当時)は国際人権規約の批准運動に取り組み、1979年6月にその批准を実現しました。この間、1977年の人権週間には、前国連人権部長のマルク・シュライバーさんを招いた人権講演会を大阪や東京などで開催しています。また、1980年12月の人権週間には、海外から4名のゲストを招いた国際人権シンポジウムを、82年12月にも海外から6名のゲストを招いた反差別国際会議(第1回)を開催しています。それ以降も、ほぼ毎年12月の人権週間には、海外からゲストを招いた国際会議を開催してきました。

その一方で、部落解放同盟や部落解放研究所の代表は、1983年以降、国連の差別防止・少数者保護小委員会(人権小委員会)や人権委員会などに

積極的に参加し、日本の部落差別や在日韓国・朝鮮人問題を国連の場で訴えるとともに、国連の人権関係者(例えば国連人権センター職員であった久保田洋さん)や世界の人権NGO(例えばイギリスのロンドンに本部を持つマイノリティ・ライツ・グループ)との連帯を深めていったのです。

国連の人権活動に参加する中から、人権NGOが果たしている大きな役割に気づいていくことになりました。しかしながら国連との協議資格を持つ人権NGOの大半が、ヨーロッパやアメリカに本部を置いていて、日本を含むアジアに本部を置く国連との協議資格を持った人権NGOは決定的に少ない実情に気づくこととなりました。そこで、部落解放同盟や部落解放研究所が1970年代後半以降、連帯を構築してきた世界各地の団体や個人に呼びかけて1988年1月に反差別国際運動(IMADR)の結成が行われることになったのです。(ともながけんぞう)

反差別国際運動設立趣旨書

1、世界には、様々な差別と人権侵害が存在している。差別と人権侵害は、差別され人権侵害をこうむっている当事者のみならず、差別し、人権侵害をしている人びとと自身の人権をそこなうものであるとともに、社会の平和をも脅かすものである。

それゆえ、差別撤廃と人権確立は、人類の多年にわたる願いであり、多くの人びとの努力によって、幾多の犠牲を払いながら前進させられ、それは今日、国連憲章や世界人権宣言、国際人権規約や人種差別撤廃条約、その他の人権諸条約に、その精神が盛り込まれている。

しかしながら、われわれをとりまく情勢をみると、全世界にはいまだに深刻な差別が存在しているし、人権侵害が跡をたっていない。それどころか、悪化の徴候すら存在しており、これが世界の平和を脅かしているといわねばならない。

この際、われわれは、国連憲章や世界人権宣言の根本精神に立ち返り、国際連帯を強化する中で、それぞれの国家のみならず、世界中の政府間組織、民間団体と諸個人が、差別撤廃と人権確立にむけて、飛躍的に努力を強化する必要性に迫られている。

2、かつて日本は、国内で人権を抑圧し、周辺諸国を侵略し、甚大な被害を与えたが、そこには人権の無視と強烈な民族優越思想が存在していた。先の戦争に敗北し、これを深く反省することの中から、戦争を放棄し、主権が国民にあることを明らかにし、基本的人権の尊重と国際協調を基調とする新しい憲法を制定した。

しかし、その日本にも、今日、部落差別や民族差別、女性差別や障害者に対する差別が存在しているし、数々の人権侵害は跡をたたない。

このような状況の中で、政府や地方自治体はもとより、民間団体や個人の立場からも、国際連帯の下、日本をはじめ世界中にある一切の差別を撤廃し、人権を確立するための努力が積み上げられてきている。とりわけ、1922年3月3日に結成された全国水平社以来、60数年に及ぶ差別撤廃運動の伝統をもつ部落解放運動は、そのための取り組みを積極的に展開してきた。

戦前におけるドイツのユダヤ人迫害に対する抗議行動、戦後におけるインドの被差別民衆との連帯活動や人種差別撤廃を求める世界会議への参加、そして近年では、国連の提起する差別撤廃と人権確立に向けた活動へ積極的に参加してきている。とりわけ、1980年には国際人権シンポジウム、1982年には第1回反差別国際会議、1984年以降は毎年12月に世界人権宣言の精神の具体化を求めた集会を開催しているし、1983年には第2回人種差別と闘う世界会議に参加している。

これら、一連の取り組みの中で、日本の国内はもとより、全世界で差別撤廃と人権確立を求めている諸団体や諸個人との連携が深められてきた。

3、そこで、今日、国連の諸活動と連携し、世界人権宣言の精神の具体化、とりわけ全世界から一切の差別を撤廃し、人権を確立することを目的とした「反差別国際運動」を結成するものである。

今日、われわれは、過去のどの時代よりも国際化が進んだ時代に生きている。このことは、とりもなおさず、一国における差別や人権侵害は必然的に他国にも波及することを意味しており、一国内における差別撤廃と人権確立は、全世界のそれと切り離し難く結びついているのである。さらに、過去の歴史が教えているように、平和の状態においてのみ、人権が守られるのである。

「反差別国際運動」は、全世界の心ある諸団体、諸個人と固く連帯して、全世界からの差別の撤廃と人権確立そして平和擁護のために、奮闘するものである。

1988年1月25日

反差別国際運動(IMADR)の創立と25年間の歩み

<創立に至るまでの経緯については、前ページの「反差別国際運動 (IMADR) の結成とその歴史的背景」を参照ください>

1988年 1月25日 「反差別国際運動」結成総会 (東京)

上杉佐一郎理事長就任

- 12月 第1回理事会 (大阪) 第2回反差別国際会議 (大阪)
- 1989年 8月 第2回理事会 (パリ)
「差別と人種—アジアとヨーロッパ」開催 (MRAPと共催)
- 1990年 3月 第3回理事会、第2回総会(バンコク)ミリアム・シュライバー理事長就任
- 5月 反差別国際運動日本委員会設立
- 1991年 1月 第4回理事会 (ニューヨーク)
- 10月 ジュネーブ事務所開設
- 1992年 4月 ラテンアメリカ・ベース設立 (アルゼンチン)
- 11月 第5回理事会、第3回総会 (フィリピン)
- 11月 「先住民族と開発」シンポジウムを共催
- 1993年 3月 北米委員会設立
- 6月 世界人権会議に参加 (ウィーン)
- 7月 国連経済社会理事会がIMADRのNGO協議資格を正式承認
- 11月 第6回理事会 (フランス)



創立記念集会(1988年1月25日、東京)



第3回総会 (1993年11月、フィリピン)



第4回総会 (1995年11月、ニュージャージー)

- 1994年12月 第7回理事会 (大阪)
- 1995年 9月 第4回世界女性会議に参加 (北京)
- 11月 第8回理事会、第4回総会 (アメリカ ニュージャージー)
ニマルカ・フェルナンド理事長就任
- 1996年11月 第9回理事会 (アルゼンチン ブエノスアイレス)
- 11月 アジア委員会設立 (スリランカ)
- 1997年 3月 ドイツ・スィンティ・ロマ資料文化センター完成
記念式典に参加 (ドイツ)
- 10月 第10回理事会 (ドイツ)
- 1998年11月 第3回反差別国際会議、第11回理事会、第5回総会 (東京)
- 1999年 6月 「人身売買問題に関するNGOと国連・政府間組織との対話会議」
開催 (ジュネーブ)

- 2000年 8月 国連人権小委員会が職業と世系に基づく差別に関する決議を採択
- 11月 第12回理事会 (ニューヨーク)
- 2001年 8月 国連人種主義・人種差別撤廃世界会議、同NGOフォーラムに参加
(南アフリカ、ダーバン)
- 2002年 8月 人種差別撤廃委員会「世系に基づく差別に関する一般的勧告29」
採択
- 11月 第13回理事会、第6回総会 (東京)
- 2003年12月 第1回執行委員会 (パリ)
- 2004年11月 第14回理事会 (メキシコ、クエルナバカ)
- 2005年12月 インド洋大津波の被災マイノリティへの緊急救援、復興支援活動
展開 (日本、スリランカ、インド)
- 2006年 3月 第2回執行委員会 (ジュネーブ)
- 5月 「狭山国際連帯キャンペーン」開始
- 2007年 1月 「搾取的移住・人身売買に反対する国際キャンペーン」開始
- 3月 第15回理事会、第7回総会 (インド、チェンナイ)
- 2008年 3月 第4回執行委員会 (ジュネーブ)
- 2009年 3月 第16回理事会 (ドイツ)
- 4月 ダーバン・レビュー会議参加 (ジュネーブ)
- 7月 女性差別撤廃委員会日本報告書審査 (ニューヨーク)
- 9月 国連とのNGO協議資格が「特別」に格上げ
- 2010年 2月 人種差別撤廃委員会日本報告書審査 (ジュネーブ)
- 3月 第5回執行委員会 (ジュネーブ)
- 2011年 9月 第17回IMADR理事会、第8回IMADR総会 (東京)
- 2012年 3月 第6回執行委員会 (ジュネーブ)、全国水平社創立90周年
- 2013年 2月 第18回理事会、25周年記念シンポジウム (スリランカ)



人種差別撤廃世界会議(2001年9月、ダーバン)



第8回総会 (2011年9月、東京)

<この年表は反差別国際運動 (IMADR) の機関会議および組織運営を中心に作成しました。活動に関しては、次のパートにてご報告します>

反差別国際運動初代理事長 上杉佐一郎委員長について

語り手：組坂繁之（部落解放同盟中央執行委員長）

反差別国際運動の設立は故上杉佐一郎委員長（当時、部落解放同盟中央執行委員長）の尽力によるところが非常に大きいです。解放の父・松本治一郎先生を師と仰ぎ部落解放運動に全力を傾けてこられた上杉委員長は、かねてより、「世界の水平運動」をめざすことに意義を感じておられました。1980年代初め頃、部落問題は世界ではまだ知られていませんでした。その頃、世界宗教者平和会議における差別発言事件をきっかけに、部落問題を国際的に知らしめる必要性が高まりました。また、部落解放基本法制定運動が全国的に広がり、国内世論は形成されていましたが、国際世論の喚起が必要でした。部落解放運動は、1970年代後半に国際人権規約の批准をめざした運動を先頭に立って引っぱってきたという経緯もありました。こうしたことを背景に、世界の被差別コミュニティが連帯して、世界の水平運動を具体化させるために反差別国際運動が誕生しました。

初代のIMADR理事長として、上杉委員長はIMADRの発展に心を砕いておられました。例えば、バンコクで開かれたIMADRの総会で、当時70歳を過ぎていた上杉委員長は、終始同時通訳のレシーバーを耳にあてながら熱心にメモをとっておられました。その姿は印象的で、まさに求道者の姿でありました。

1990年代に入りIMADRは国連経済社会理事会の協議資格を得ようとしてきましたが、全解連による深刻な妨害を受けました。相手は旧ソ連やキューバなどに働きかけ、IMADRの協議資格取得に賛成票を投じさせないようキャンペーンを仕掛けました。しかし、部落解放同盟は反アパルトヘイトの国際連帯運動を通して培ったANC（アフリカ民族会議）との強い友好関係がありましたし、IMADRの理事や関係者を通してフランスやイギリスからの支持もありました。上杉委員長は福岡県小郡市の出身です。特別措置法のもとで、小郡市でも同和対策事業が実施され、周辺地域を含め

た種々のとりくみが行われ、市の財政負担の軽減にも大きく役立ちました。市の社会事業に貢献したことにより、1992年、小郡市は上杉委員長を名誉市民に選び、栄誉を讃えました。上杉委員長が名誉市民に選ばれたことも、IMADRが国連経社理の協議資格をとるうえで効を奏しました。

IMADRは世界の被差別コミュニティの運動が力をあわせ差別をなくすことを目指しています。創立時より、ロマニ・ローゼさんが代表するドイツ・スインティ・ロマ中央委員会がIMADRのメンバーとして関わってきました。上杉委員長はローゼさんと懇意にしておられました。お二人とも厳しい差別を経験されてきたことによる共通の思いがあり、言葉を越えて心が通う間柄であったと思います。ドイツではずいぶん以前より、ネオナチが抬頭をし、スインティ・ロマへの迫害があからさまになってきました。あるとき、ロマニ・ローゼさんは上杉委員長に、「ネオナチの迫害で家族が危険な目にあったりしたら、日本に避難をさせるので、上杉委員長のところで預かっていただけのだろうか」と尋ねられました。もちろん上杉委員長は快く引き受けました。2009年、IMADRがドイツで理事会を開催し、ドイツ・スインティ・ロマ中央委員会がホストとして迎えてくれた時、ロマニ・ローゼさんは、上杉委員長からもらった形見のネクタイをしておられました。ローゼさんの深い思いを感じました。

上杉委員長は、「この道より我を活かす道なし」を座右の銘としておられました。それは委員長のゆるぎない信念を表していました。最後の病床にあったとき、委員長は無意識のなか演説をし、「命ある限りこの道を歩む」と言われました。それは松本治一郎先生の「最後の血の一滴まで」に通じる場所があります。反差別国際運動はこうした先達の思いがこめられています。私たちはこうした先達の遺志と遺業を継承して発展させていかなくてはなりません。（くみさか しげゆき）

<2013年4月12日のインタビュー内容を編集にてまとめたものです>

反差別国際運動(IMADR)の創立と初期の活動に大きな功績を果たされた ミリアム・シュライバーさんを偲ぶ

友永健三（部落解放・人権研究所理事、IMADR-JC 理事）

反差別国際運動（IMADR）の創立と初期の活動に大きな功績を残されたミリアム・シュライバーさん（以下、シュライバーさんと略）が、2004年3月6日、89歳でベルギーのブリュッセルで亡くなられて9年が経過しました。

小生が、シュライバーさんと最初に出会ったのは、1977年12月、夫のマルク・シュライバーさんとともに日本にお招きしたときでした。このとき、何故シュライバーさんご夫妻を日本にお招きしたかといえば、その年の3月から国際人権規約批准促進大阪府民会議を結成し、国際人権規約の批准運動を開始していて、世界人権宣言や国際人権規約の意義を学ぼうということになり、元国連人権部長として国際人権規約の採択に深く関わられたマルク・シュライバーさん（ベルギー在住）をお招きすることとなったからです。

内外の世論の盛り上がりを受けて、日本は1979年6月、国際人権規約を批准しました。この機会に、小生は、研究所から、同年7月から8月にかけてアメリカ、ヨーロッパの人権状況の視察に派遣されました。この視察の一環として、ベルギーを訪問し、ご夫妻に日本の国際人権規約批准を報告し、よろこんで頂きました。ベルギー訪問の後、スイスのジュネーブにある国連人権センター（現在の国連人権高等弁務官事務所）を訪問する予定があることを話すと、シュライバー夫妻は、そこに勤務しておられる知人のバーナード・ラムチャランさんに会うことを勧めて下さいました。おかげで、ジュネーブを訪問し、人権センターでラムチャランさんから国連の人権活動の概要をお伺いすることができました。

国連人権センターを訪問したことによって、国連が各国の人権問題にも深く関心を寄せていることを学ぶことができたので、その後、部落解放同盟の代表が国連の人権関係の会議に参加することとなりました。1983年8月、第2回人種差別撤廃世界会議がスイスのジュネーブで開催されましたが、これにも代表が派遣され、小生もその一員に加えてもらいました。この世界会議と並行して、

国連の差別防止少数者保護小委員会（人権小委員会、その後国連人権理事会諮問委員会へと改組）が開催されていましたが、8月9日、この小委員会の奴隷制作業部会で、部落解放同盟の代表が部落問題を訴えることができました。また、8月16日には、シュライバーさんが人権小委員会で部落問題を訴えられました。これらの訴えに対し、日本政府代表は、部落差別の存在を認め、「賢明なる国際的な専門家による協力を期待している。」との答弁を行いました。これが、人権小委員会で部落問題が正式にとり上げられた最初です。

国連の人権関係の会議への参加に伴い、国連との協議資格を持っている民間団体（国連人権NGO）が、差別撤廃と人権確立を達成していく上で積極的な役割を果たしていることを知るところとなりました。この経験から、部落解放同盟や部落解放研究所（当時）のイニシアチブで国連との連携をもった民間団体を結成しようということになり、1988年1月、反差別国際運動（IMADR）が結成されたのです。

この結成にシュライバーさんは積極的に参加され、初代副理事長、1990年から95年までは2代目の理事長を歴任されました。やがて、IMADRはアパルトヘイト廃絶の運動に象徴される国際的な活動を展開し、1993年3月には国連との協議資格を持つ民間団体（国連人権NGO）となりましたが、この過程でシュライバーさんが果たされた役割は大きいものがあります。部落問題を国連が関心を持つ問題として訴えたこと、さらにはIMADRを結成し国連人権NGOとしての登録を実現したことに貢献した功績を評価し、シュライバーさんは、1993年3月、第5回松本治一郎賞を受賞されました。

シュライバーさんが撒かれた一粒の種は、確実に芽を出し、枝を伸ばし、花を咲かせています。シュライバーさんの、差別撤廃と人権確立にむけた倦むことを知らない生前の活動に敬意を表するとともに、IMADR創立25周年を機に、改めてその遺志を受けついでいくことを誓うものです。

日本の部落問題やインドのダリット問題を国連人権活動が取り上げることに貢献した 田中・フォックス・敦子さんを偲ぶ

友永健三

反差別国際運動（IMADR）の専従職員（事務局次長）であり、ジュネーブ事務所のディレクター／国連代表であった田中フォックス敦子さん（以下、田中さんと略）は、2007年8月27日、スイスのジュネーブで、肝臓癌のため亡くなりました。36歳という若さでした。

2005年9月には、人権活動を通して知り合ったマイノリティ・ライツ・グループ（本部・イギリスのロンドン）のグラハム・フォックスさんと結ばれ、同年10月には日本でも親しい仲間がお祝いの集いを持ち、これからの活動に期待をしていただけ、IMADRとしても大きな痛手となりました。

田中さんとは、田中さんが反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）の事務局員として芦原橋の大阪人権センター内にあった部落解放・人権研究所の事務所で、1994年に働き始められてからともに活動してきたことになり、おそらくIMADRの関係者の中では、私が一番長くともに活動してきたことになり、

田中さんは、1995年に原田伴彦記念基金による国際人権人材養成事業に応募され、ジュネーブにおける国連や人権NGOの人権活動に接することとなりました。これが、1996年以降11年に及ぶIMADRジュネーブ代表としての活動につながりました。田中さんの功績は、IMADRの存在をジュネーブで確固としたものとしたこと、毎年若手のインターンを受け入れ人材育成に貢献したこと、アムネスティ・インターナショナルやヒューマンライツ・ウォッチ、ルーテル教会やマイノリティ・ライツ・グループなどのNGOとの国際的なネットワークを構築したことなど、少なからぬものがあります。しかし、なんといっても、田中さんの最大の功績は、日本の部落差別やインドをはじめとする南アジア諸国に存在しているダリット差別、さらにはアフリカのいくつかの国に存在している同様の差別を、国連・人種差別撤廃委員会や人権小委員会（現在の国連人権理事会諮問委員会の前身）等が取り上げるテーマとしたことです。

今日、これらのテーマは、国連で、「世系（descent）」に基づく差別、「職業と世系に基づく差別」として取り上げられ、国際的な連帯のもとにこれらの差別の撤廃がめざされるようになっており、これらの差別に苦しむ人びとやこれらの差別と闘っている人びとを大きく勇気づけています。

ここまでこのテーマが取り上げられることとなった背後には、田中さんの粘り強い、かつ冷静な判断に基づく関係方面に対する効果的な働きかけがありました。私たちは、このことを絶対に忘れてはならないと思います。

国連人権理事会の創設に象徴される大きな変動のもとで、今まで以上に、経験豊富な田中さんの活躍が期待されていただけに、田中さんのあまりにも早い逝去によってもたらされた損失は計り知れないものがあります。田中さんが生涯をかけて切り開いてきた道を前進していくことが、残された私たちの責務だと思います。

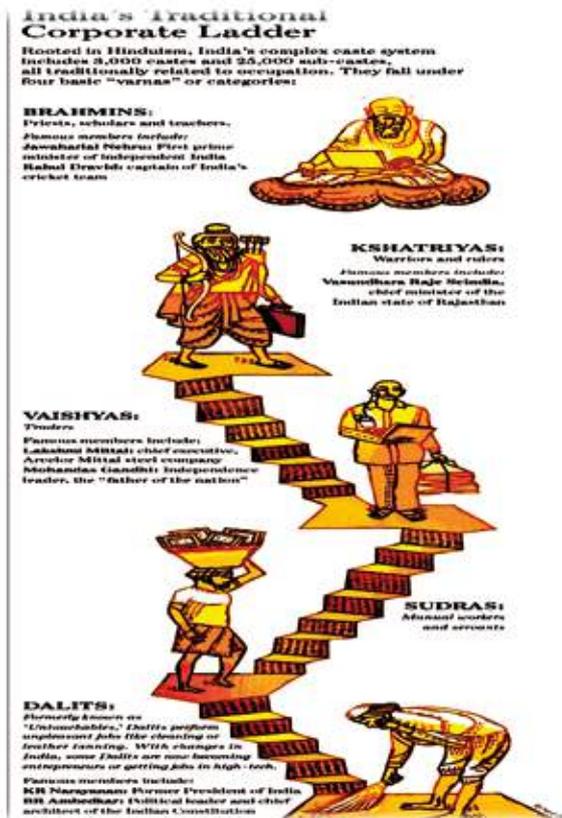
本年2月3日から4日にかけて、反差別国際運動（IMADR）の第18回理事会が、ニマルカ理事長がおられるスリランカで開催されました。理事会終了後、スリランカの人権状況の視察・交流が行われ、スリランカ第2の都市キャンディにおいて紅茶農園で働く労働者の人権確立に取り組んでいる団体である人間開発機構（HDO）の事務所を訪問しました。代表者のP.Pシバプラガサムさんが、活動を紹介され、その中で紅茶農園で働くタミール系の労働者（ダリット出身者が多い）の市民権を獲得するうえでIMADR、とりわけIMADRジュネーブ事務所の責任者であった田中さんの名前を挙げて感謝されたことはきわめて印象深いものがありました。また、コロンボにあるIMADRアジア事務所で、内戦終結時の失踪者の家族と交流しましたが、その部屋にもジュネーブのレマン湖畔で撮った田中さんの在りし日の写真が飾られていて、アジア事務所の人びとにも敬愛されていたことを改めて感じました。

部落・ダリット差別の撤廃

インド、ネパール、スリランカ、バングラデシュ、パキスタンなど、南アジアの地域にはカーストに基づく差別が広範囲に存在します。古くからアウトカーストとして社会から隔離されてきたダリットに対する差別には、日本における部落差別と類似する点がいくつもあります。カースト制度のもと、インドではダリットは“不浄”であり“不可触”とされ、靴作り、清掃、太鼓叩き、洗濯をはじめ特定の職業に従事させられ、その職業ゆえに差別をうけてきました。社会的に分離され、平等な機会を否定され、生産活動から排除されてきたことで、ダリットは何世代にもわたる負の連鎖による「貧困」を余儀なくされてきました。

インドにおけるカースト制度

上から、バラモン（ヒンドゥー教の司祭）、クシャトリア（武将、政治を司る）、ヴァイシャ（商人・職人）、シュードラ（労働者）。ダリット（アウトカースト）は文字通りカースト制度の外に置かれてきた。



*階層が上になるほど権利が増え、下になるほど任務と義務が増える。図にあるようにダリットは梯子の外におかれ、任務しか与えられなかった。
 *ダリットに対する不可触制は現代も固定観念として人びとの意識に深く刻まれ、日常レベルで実践されている。特に農村地域では、寺院への入構拒否や共同井戸の使用の拒否、茶店での同席拒否などが頻繁に起きている。



門の外から参拝



茶店では地面に

インドでは毎日、3人のダリット女性がレイプ被害をうけ、2人のダリットが殺され、2軒のダリットの家屋が焼き討ちにあい、11人のダリットが殴られています。

インドではダリットの37%は貧困線以下の生活を強いられています。ダリットの子ども1000人のうち83人は1歳になる前に亡くなり、ダリットの45%は読み書きができず、ダリット女性のうち、病院で子どもを出産できるのは27%です。ダリット世帯の約1/3は基本的な設備を備えていません。

インド人口の6人に1人、すなわち1億6,700万人がカースト制度の被害者です。残る5人の人びとは、ダリットの仕事を「あの人たちの仕事」として考えています。

カースト差別の存在する南アジアの国々において、ダリットはほぼ共通して、隔離、身体的暴力、不処罰、平等な雇用機会や職業選択の自由の欠如、債務労働、児童労働、高い非識字率、女性に対する複合差別、不平等な政治的・社会的参加などの問題にさらされています。これらの発現は、例えば：

隔離：農村ではダリットの居住地区は他地区から離れた、条件の悪いところに立地しています。

身体的暴力：他カーストに不満を言えば、暴力による報復が待っています。

不処罰：ダリットが他カーストに暴行を受けて警察に届けても、加害者が法の裁きを受けることは稀です。

債務労働：地主の農場で働くダリットは長時間、低賃金で働かされ、地主からの前借りで縛られます。

児童労働：農村でも都市でも学校に行かずに農場や路上で働く子どもの多くはダリットです。

国際連帯の成果と課題

国連は、ダリットや部落に対する差別を職業と世系に基づく差別であるとして、2000年から専門家による調査を始めました。数年に及ぶ協議の後、2007年には「国連『職業と世系に基づく差別』の効果的撤廃のための原則と指針案」が作成されました。これら一連の動きの背景には、部落やダリットの運動体とIMADRや国際ダリット連帯ネットワーク（IDSN）などの国際NGOの積極的な働きかけがありました。国連の調査で、この形態の差別は、西アフリカや北東アフリカの一部地域、イエメンなどにも存在していることが明らかになりました。



2009年4月のダーバンレビュー会議でジュネーブの町をデモ行進するダリット

2億6千万人の被害

現在、この形態の差別を受けている人は、世界で2億6千万人います。2001年南アフリカのダーバンで開かれた人種主義・人種差別撤廃世界会議では、インドやネパールなどから参加した多数のダリットと日本から参加した部落の代表たちが、カースト差別と部落差別はともに世系に基づく差別であり、人種差別の一形態であるとして、世界に訴えました。2009年9月、この深刻な差別の問題の警告として、ナビ・ピレイ国連人権高等弁務官は、「世界はアパルトヘイトの壁を壊したように、カースト差別の壁を壊さなくてはならない」と断言しました。撤廃に向けた国際社会の努力が強く求められるこの課題に、IMADRは部落・ダリットの運動体や国際NGOと協力しながら取り組んでいます。

ダリット女性のエンパワメント

ダリット女性はカースト、ジェンダー、社会階級などに基づく複合的な差別にさらされています。それは女性たちから平等な社会参加、雇用、教育、自己実現などの機会を奪ってきました。

☆インド

タミールナドゥ州の農村教育開発協会（SRED）は、ダリットの青年や女性のための人権トレーニングや自立のためのスキルトレーニングを行なっています。IMADRは連合「愛のカンパ」の支援を受けて、パートナー団体であるSREDのこれらプログラムを支援しています。



人権トレーニングに参加する女性たち、笑いは絶えない。

☆ネパール

FEDO(フェミニストダリット協会)はネパール唯一のダリット女性のための団体です。パートナー団体としてIMADRはFEDOによるダリット女性の保健と健康の権利のためのプログラムを、浄土宗平和協会の協力をえながら支援しています。



FEDOバルサ支部の女性グループ。定例会議では日々の出来事を含みさまざまな問題を話しあう。

部落差別とカースト差別(職業と世系に基づく差別)撤廃

和田献一（部落解放同盟中央執行委員）

1 部落差別と同和行政

1965年の同和对策審議会答申に基づいて、政府が部落問題解決のための取組みを本格的に開始したのは1969年に制定した「同和对策事業特別措置法」によってである。特別措置法は33年間実施され2002年に終了した。終了後の部落問題解決の政府指針は、1996年に出された地域改善対策協議会意見具申である。意見具申では「同和問題を人権問題として解決する；あらゆる差別の解消を目指す国際潮流を踏まえる；人権教育国連10年に基づく国内行動計画を推進する」としている。人権教育・啓発推進法が制定され、政府は基本計画を策定し、実行状況を「人権教育・啓発白書」として国会に毎年報告している。

部落問題は解決しておらず、プライム総合法律事務所の戸籍謄本大量不正入手事件では公然と身元調査が行なわれていることが明らかとなった。戸籍情報の公開原則が差別事件を誘発しているため、電子化された戸籍情報は個人情報保護の国際ガイドラインの原則によって厳格に保護されるべきである。特に、本人の同意なくして第三者に提供しない、差別につながる情報は収集禁止条項を厳守すべきである。

国内の人権状況を国際人権諸条約に基づいて監視する国内人権機関の設置と差別や人権侵害を社会悪として根絶し、被害者の権利回復を図るために差別禁止法が求められている。部落問題解決のためには国際人権の潮流との連携による被差別部落と周辺地域との協働の「人権まちづくり」運動が重要になっている。特に、人種差別撤廃条約が憲法に次ぐ国内法として、差別解消のための実定法として機能することが期待されている。

2 人種差別撤廃条約の加入

IMADRは、国連欧州本部のあるジュネーブに事務所をおき、国連の経済社会理事会との協議資格を有する。国際人権諸条約に関する情報収集を行ない、人権条約の批准又は加入を求めて活動をするNGOや部落解放同盟に情報提供をして活動を支えた。

1995年に日本は人種差別撤廃条約に加入した。しかし、加入に際して、第1条の人種差別の定義にあるdescentは「世系」であり、社会的出身である部落問題は含まない、第4条の差別禁止規定は留保するとした。また、インド政府もdescentにはカースト制度は含まないとした。そこで条約委員会は、「世系」に関する差別についての一般勧告29を採択した。「世系は血統や家系を指す幅広い用語であり、カースト及びそれに類似する地位の世襲制度などの、社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含む」とし、条約委員会はカースト差別や部落差別は含まれることを再確認した。さらに国連人権小委員会決議で、カースト差別や部落差別を「職業と世系に基づく差別」と規定し、国際人権法によって禁止されている差別とし、最終報告書「職業と世系に関する差別撤廃の原則と指針」を作成した。

しかし、「世系」に部落問題は含まないとする日本政府は、政府報告書(2000年と2008年に提出)では一切部落問題に触れていない。「世系」は、戸籍制度を意味し、インドではカースト制を意味する。「世系」に部落差別とカースト差別が含まれるとすれば、戸籍制度やカースト制が差別や人権侵害を生み出していることを認めることになるので、両政府はかたくなに拒否する。条約委員会の見解を実行させるために、インドのダリット解放運動と部落解放運動の連携が求められた。

3 ダリットとの連帯

IMADRは、ネパールでダリット女性解放運動を担うFEDOあるいはインド・タミルナドゥ州のダリット女性を中心に活動するSREDと連携し、さらにダリットに連帯する国際ネットワーク（ISDN）そしてダリット人権全国キャンペーン（NCDHR）などダリット解放運動を担うNGOとのネットワークを拡大してきた。地域で、生活の場でダリット解放運動を担うNGOと、国連の人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権の潮流を結合させる取組みが課題となった。

部落解放運動が取り組んできた同和行政や人権行政は、中央集権的な行政システムを住民参加型の地方自治に変えていく周辺地域との協働の「人権まちづくり」運動でもあった。IMADRはインド・タミルナドゥ州で活動するACMSA（日本語名）のパンチャーヤットの活動に注目した。

インドは1993年憲法を改正して、地方分権改革と行政の基礎単位であるパンチャーヤットの民主化を制度化した。パンチャは5を意味し、かつていくつかの村の政治を5人の長老が行っていたことに由来する。従来の中集権的政治によって州政府からパンチャーヤットに至るまでの中央政府が支配してきた体制を改革し、「住民の課題は住民が解決する」という村の自治を確立する制度である。直接民主政治を導入したグラムサバ（村民総会）を基礎に据え、パンチャーヤット選挙法（Panchayat Raj Act 1994年タミルナドゥ州法制定）で行政施策を執行する機関のパンチャーヤット議長と議員を住民の中から選挙する。ダリット（SC）や先住民族（ST）・女性を優先的に選出する留保制度を持ち、これまでの選挙でパンチャーヤットに大量のSC・STそして女性の参加を実現した。

ACMSAは行政職員や裁判所職員を招いて開発プログラムやパンチャーヤット選挙法を学習し、5年ごとに行なわれる選挙を闘い、パンチャーヤ

ット議長や議員を確保してきた。村の開発計画は住民参加のパンチャーヤットを通して実施される。所轄事業は、農業、土地改革、住宅・水道・道路建設、小口融資事業、社会保険制度、貧困撲滅政策、SC・ST福祉、配給制度などがあり、経済開発・社会正義実現の開発プログラムは豊富である。行政の持つ豊かな資源を活用するためには、住民も行政職員も民主的・地方分権を実現し、社会変容を生み出す政治的意思と政治的意識が求められる。カースト制によって、特権階層による支配がパンチャーヤットを無力化して、差別や人権侵害を温存し、社会的正義が実現できなかった過去への反省に基づく挑戦である。

4 課題と展望

地域開発プログラムは利益誘導の側面を持つ。行政職員や議員たちは、不正に利益を手に入れようとする誘惑に晒されるのが常である。部落解放運動でも幾つもの不正が起きた。カースト差別を人権問題として解決しようとする立場とカースト制に守られてきたさまざまな権益を手放したくない立場が激突する。対立は一番身近な階層間で先鋭的に現れ、襲撃事件となったりする。同和事業を推進してくる中で生じた「逆差別論」を想起させる。以前はBC（後進階層）が上位カーストとしてパンチャーヤットを支配してきたが、新しく制定された法律によって、ダリットも先住民族も女性もパンチャーヤット政治に参加するようになった。地方自治制度を民主化する活動を通して開発プログラムを推進することが、カースト制に彩られた伝統的な抑圧的権力構造の村政治を改革していくことになる。IMADRは国家と市民社会の間で理想的な出会いの場を作り出し、地方自治制度に基づく民主的な住民主体の「人権まちづくり」運動を支援する。国際人権の理念が地方自治の中で機能するように、参加住民、行政職員、NGOのネットワークのための活動指針を提起し、トレーニングプログラムを作成する取組みが求められている。

（わだけんいち）

見えなくされてきた人種主義・人種差別

日本には人種差別が存在します。その影響は、部落、アイヌ、琉球・沖縄の人びと、朝鮮半島および中国など日本の旧植民地出身者とその子孫、そして日本にきた外国人・移住労働者などに及んでいます。1995年に日本は人種差別撤廃条約を批准しました。条約は人種差別を「人種、皮膚の色、世系、あるいは民族的または種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限または優先」であると定めています。日本政府は部落および琉球・沖縄の人びとについて条約は適用されないという立場を貫いてきました。さらには、条約を国内で実施するために必要な差別を禁止する法律の制定や人種差別の被害者を救済する制度の設置など、基本的な条件の整備はまだ行われていません。

そのため、たとえば、街頭で人種差別を煽るようなヘイトスピーチが横行していても、被差別コミュニティを誹謗中傷する書き込みがインターネット上で氾濫していても、国籍が理由で入店拒否やマンション賃貸契約を断られても、公人が差別を助長するような発言を繰り返しても、それら行為を人種差別として罰したり、被害者の尊厳や名誉を回復する制度はありません。

「見えなくされてきた人種差別」の実態を明らかにして、適切な方策を講じることが求められています。そして、なぜ差別が起きるのか、その背景にある歴史的事実と現状に社会全体が理解を深めることが求められています。



2005年7月 ウトロ訪問の特別報告者

国連人種差別特別報告者の報告

2005年7月、ドゥドゥ・ディエン国連人種差別特別報告者（当時）が日本を公式訪問しました。

国内における人種差別の実態について正しく把握してもらえるよう、IMADRは関係団体と協力して、北海道から沖縄を含む国内各地において、ディエン特別報告者による被差別当事者、運動団体、NGO、行政関係者との面談や視察を準備しました。国連に提出する報告書において、ディエン特別報告者は、『日本には人種差別および外国人嫌悪が存在し、それは主として経済的・社会的性質を有する形で表れるとともに、政治的・文化的・歴史的性質を有する形でも表れている。日本における人種差別の問題は、3種類の被差別集団；ナショナル・マイノリティ（部落の人びと、アイヌ民族、沖縄の人びと）、旧植民地出身者およびその子孫（コリアン、中国人）、ならびに外国人・移住労働者に影響を及ぼしている』と結論づけました。そして、人種差別の問題を歴史や文化の視点からも捉えた非常に示唆に富む提言を行ないました。



CERD日本審査会場（2010年2月 ジュネーブ）

人種差別撤廃委員会(CERD)の活用

1995年に人種差別撤廃条約を批准したことにより、日本は条約の実施状況に関して人種差別撤廃委員会（CERD）に定期報告を提出し、それに基づく審査を受けなくてはなりません。2013年現在までに行われた2度の審査（2001年と2010年）において、IMADRは人種差別撤廃NGOネットワーク（ERDネット）と協力して、NGOレポートの作成や審査会場でのロビー活動をコーディネートしました。審査後CERDが出した総括所見には、差別禁止法の早急な制定を含み、日本政府が取るべき措置を促した勧告が多数含まれていました。市民社会の声を審査に反映させる活動は、国内における法律整備や制度作りを含め、差別撤廃に向けた取りくみに大きく寄与します。

人種差別撤廃NGOネットワーク(ERDネット)



ドゥドゥ・デイエン国連特別報告者の勧告が日本の政策に反映されることを求めていくために、2007年2月、マイノリティ当事者を中心にERDネットが結成されました。ERDネットは国連審査への関与、日本政府との交渉、集会や学習会の開催、情報交換などを行なっています。IMADRは設立時よりERDネットの事務局を担ってきました。

ERDネットには、部落、アイヌ民族、琉球・沖縄の人びと、在日コリアン、移住者が組織する団体や、人権NGOおよび関心のある個人が参加をしています。2013年現在、84団体29個人がERDネットに参加しています。(上記写真は2007年結成時における外国特派員協会での記者会見)

国連審査への関与と勧告の活用：

CERD審査に市民社会組織が介入することにより、より適切で有効な総括所見を得ることが期待できます。総括所見の勧告を活かしながら、IMADRとERDネットは政府関係省庁と勧告の実施をめぐる具体的な交渉を行なってきました。



CERD勧告をもとに外務省と交渉 2010年9月

国会議員に対する報告や要請も重要です。IMADRとERDネットはこれまで、法制度整備などの全体課題と、アイヌ民族、琉球・沖縄、そして部落など個別課題に関して、CERDの勧告を基にしながら、院内集会を開催してきました。



アイヌ政策に国連先住民族権利宣言やCERD勧告を十分反映させるよう求める院内集会 (2011年10月)

人種差別の問題を社会に訴える：

国内の見えない人種差別の問題を見えるようにし、誰もが人種差別に“No”と言える社会の実現を目指して、IMADRとERDネットは国際人種差別撤廃デー（毎年3月21日）の集会、ヘイトスピーチ（差別扇動の憎悪発言）緊急集会や国連審査報告集会などの市民集会を開催しています。



「レイシズム、あかん。」を訴える大阪集会
韓国伝統パンソリを聴く(2013年3月)

IMADRジュネーブ事務所の活動

CERDとの連携強化を主要任務の一つとするIMADRジュネーブ事務所は、年2回のCERD会期のフォロー、審査のウェブキャスト配信、人種差別問題に関する世界の草の根からCERDへの情報提供など、さまざまな活動に従事しています。

日本における人種差別の課題と展望—国際人権基準に照らして

申 恵 丰（青山学院大学教授、IMADR 理事）

日本ではこれまで、人種差別は、意識的な対処を必要とする社会問題の一つとはみなされてこなかった。法の下での平等に関して、憲法14条は「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定するが、従来の憲法の概説書は、日本には人種差別の問題はほとんどないという前提で、人種差別についてはごく簡単にしか言及していないものが多い。国際社会では、国際人権規約（1966年採択）にも先立つ1965年に採択された人種差別撤廃条約が、この分野における普遍的な法的枠組みであるが、日本が1995年になって遅ればせにこの条約に加入したことも、人種差別に対する認識の低さを反映したものといえよう。何よりも問題であるのは、この条約に加入したにも関わらず、日本では依然として、その国内実施のための立法措置が何ら取られていないことである。人権条約の批准ないし加入にあたって日本は通常、必要な立法措置を取ってきたが、人種差別撤廃条約加入の際には、本条約の実施には現行法で十分であり、特段の国内法整備は必要ないというのが政府の立場であった。しかし、日本社会の現状においては、同条約に沿って人種差別を撤廃していくためには、少なくとも二つの面で立法措置が不可欠と考えられる。

その一つは、公的生活において個人や集団、団体による人種差別を禁止する立法措置である。日本では、アパートへの入居や店への入店等において、「外国人お断り」を掲げる業者や商店は後を絶たない。日本法では、電気事業法や旅館業法等に、一定の事由がある場合以外の商品・サービス・施設等の提供拒否を禁じたものがあるが、入居差別、入店差別等については法規定がない。人種差別撤廃条約は、2条1項(d)で、「すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む）により、いかなる個人、集団又は団

体による人種差別をも禁止し、終了させる」義務を締約国に課している。このうち、人種差別を「終了させる」義務は、啓蒙的な活動を含め差別をなくするための幅広い取組みを含意する義務といえるが、「禁止する」義務は、個人や集団、団体が行ってはならない人種差別が具体的に示されており、その違反に対しては公的機関による救済があることを要求する義務である。また、条約は5条で、特に次の権利の平等な享受における法律の前の平等を保障することとした中で、「住居についての権利」や「輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利」等も含めている。私人や私的団体がサービス提供者であることも多いこれらの権利の平等な享受を日常の社会生活において保障することは、どのような行為が人種差別となり違法となるかを具体的に規定した法律がなければ困難であろう。

これまで、入店拒否等の差別を受けた被害者が、民法の不法行為規定によって相手方を訴えた事案において、裁判所が人種差別撤廃条約の趣旨にも鑑みて不法行為の成立を認め、損害賠償を命じた事案はいくつかある（浜松宝石店事件、小樽公衆浴場事件）。このような司法的救済はもちろん有意義だが、他方で限界もある。それは第一に、不法行為にあたる行為があったことを原告側が立証しなければならないという、事実の立証の難しさであり（入居差別をした業者らは往々にして、人種差別をしたわけではなく、相手がペットを飼いたいと言ったからである等、他の理由を挙げて事実を争う）、そのために、被害者の多くは泣き寝入りしているという実態である。第二に、仮に勝訴しても、民法の一般規定を個別の事案で解釈・適用したものでしかない以上、社会生活の中でどのような行為を行うことが人種差別にあたるかについて規範意識を広め、もって同様の差別の発生を防止する効果は薄いことである。第三に、この

ような訴訟での救済は金銭賠償のみであって、同様の事案の発生を防止するための抜本的な取り組みにはつながりにくいことも挙げられよう。

そのように考えると、人種差別を「禁止」する義務は、社会生活のさまざまな局面において禁じられる人種差別行為を具体的に明記し、その違反に対しては公的機関に対して救済を申し立てることができるとともに、加害者に少なくとも損害賠償等の民事上の制裁を課しうる法律がなければ、実効的に実施されているとは言い難い。条約2条1項(d)は、立法措置が「状況により必要」かどうかについて締約国に判断の余地を認めているが、日本の場合その必要性は明らかであり、人種差別撤廃委員会もかねてから、差別を禁止する具体的な立法の制定を勧告しているところである。

もう一つは、人種差別を扇動する行為やそのような団体への参加を犯罪とすることを求めた人種差別撤廃条約4条の規定に関連する。4条は、締約国は人種的優越の思想や理論の宣伝又は人種的憎悪・人種差別の宣伝を非難し、そのような差別の扇動を根絶するための措置を取ることとし、特に次の(a)(b)(c)のことは行うとしている。それは、(a)「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布」、「人種差別の扇動」、いかなる人種、皮膚の色もしくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わず「すべての暴力行為又はその行為の扇動」及び「人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供」も、法律で処罰すべき犯罪であると宣言すること、(b)「人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動」を「違法であるとして禁止する」ものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること、(c)「国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動すること」を認めないことである。人種的憎悪を扇動する憎悪言論（ヘイトスピーチ）及び、人種差別的動機に基づく憎悪犯罪（ヘイトクライム）の

規制に関する条文である。

日本は本条のうち(a)・(b)について、憲法上の表現の自由や結社の自由等と両立する範囲でこれを実施する旨の留保を付しており、この対応は妥当であると一般に評されてきた。しかし、この留保は、(a)・(b)を全く履行しないという趣旨ではないはずのところ、これらの規定をどのように実施するかという議論は、これまでまったくと言っていいほどなされてこなかった（日本は(c)には留保を付していないが、石原前東京都知事の度重なる人種差別発言がそのまま放置されていたように、日本は本項に関しても措置を取っていない）。しかるに、日本でも昨今、排外主義団体のメンバーによる朝鮮学校やその教職員・生徒への暴言や暴行、ひいては韓国人を「ガス室で殺せ」「皆殺しにせよ」というプラカードを持った団体行動（2013年に入り、東京・新大久保や大阪・鶴橋で発生）のような事態が頻発している。表現の自由は枢要な人権ではあるが、現代の民主主義社会において、特定の集団を抹殺せよという言論を公的な場で行うことが表現の自由によって保護されるとはおよそ考えられない。条約4条自体が、世界人権宣言に具現された原則（他の者の権利の尊重について述べた29条を含む）及び5条（法律の前の平等）の権利に十分な考慮を払うことを注記している通り、表現の自由等の権利と人種差別の根絶の取組みとの間の適切なバランスをどのように図るべきかについて、日本でも真摯な議論があってしかるべきであろう。イギリスのように、4条に対して日本と同様の留保を付しながらも、ヘイトスピーチの処罰やヘイトクライムへの刑の加重を刑事法で規定し、改正・強化を重ねてきている国もある（1965年人種関係法、1976年人種関係法、1986年公共秩序法、1998年犯罪及び無秩序法、2001年反テロリズム、犯罪及び安全法等）。日本もこうした諸外国の実行に学びながら、醜悪なヘイトスピーチやヘイトクライムが社会的弱者を脅かし日本社会を侵食していくことを一刻も早く食い止めなければならない。

（しんへぼん）

先住民族の権利確立



「先住民族」とは、国連や国際労働機関（ILO）で、概ね次のように定義されています。

あとからやって来た入植者の侵略等を受けながらも、民族としての心のよりどころを失わず、先祖伝来の言葉や伝統、文化を受け継ごうとしている人びと

■先住民族の権利に関する国際連合宣言

先住民族は世界各地において、植民地主義、近代化、経済のグローバル化などの影響により、生存を脅かされ平和に生きる権利を侵害されてきました。そうした中、世界の先住民族は、共に立ち上がり、国連の場で世界の国に対して、先住民族の権利を認め、実現への努力を誓うよう働きかけてきました。20年以上にわたる闘いにより、2007年9月13日、国連総会は「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を採択しました。宣言は非常に画期的で、先住民族の自己決定権、平和的生存権、知的所有権、土地や資源への権利、発展の権利を含み広範囲にわたる権利を規定しています。



国連は1994年12月からの10年間を「世界の先住民の国際10年」と定め、さらに2005年から2014年までを「第2次世界の先住民の国際10年」と定め、さまざまな取り組みを行なっています。その他、国連には、次のような先住民族に関する任務を担う機関があります。

先住民族問題に関する常設フォーラム (PFII)
先住民族の権利に関する特別報告者

先住民族の権利に関する専門家機構 (EMRIP)
これも先住民族や多くのNGOが国連および各国政府に働きかけた成果によるものといえます。また、2014年9月には、ニューヨークの国連総会において、先住民族の権利の実現をさらに促進発展させることを目指した先住民族に関する世界会議が開催されます。

■IMADRの活動

IMADRは、ジュネーブ事務所を中心に、先住民族の権利の保護・確立・促進に関する国連の動きを注視し、提言活動を行なっています。1990年代は北米の先住民族やフィリピンの先住民族との連携や交流に取り組みました。1998年から2006年の間、グアテマラのマヤ先住民族の教育プロジェクトや、ラジオ局開設プロジェクトを支援してきました。

マプーチェの人びとと共に

アルゼンチンに拠点をおくIMADRラテンアメリカベースでは、1990年代から、南米の先住民族であるマプーチェの人びとの権利確立にむけた取り組みを行なっています。マプーチェの人びとは長年にわたり土地の権利をはじめさまざまな権利を侵害されてきました。IMADRラテンアメリカベースは、そうした権利侵害をめぐる紛争の建設的解決を目指した提言活動や、当事者への法的支援を行なっています。また、マプーチェの人びとが自らエンパワメントへの道を切り拓くための取りくみを支援し、建設的な紛争解決の基盤作りに協力しています。



土地権を主張して行進するマプーチェの人びと



多文化教育を受けるマプーチェの子どもたち

アイヌ民族の人びとと共に

アイヌ民族は、もともと北海道、樺太、千島列島、東北北部に住み、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団であり、徳川幕府や松前藩の侵略や圧迫と闘いながら、民族としての自主性を固持してきた日本の先住民族です。

IMADR-JCは、IMADR創立時から参加してきた北海道アイヌ協会と連携し、アイヌ民族の先住民族としての権利の確立を政府に求めてきました。



2007年の先住民族に関する国連宣言の採択に続き、日本では2008年6月に衆参両議院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。同月、政府は官房長官談話により、ようやくアイヌ民族を日本の先住民族と認めました。その後、2010年にはアイヌ総合政策室が内閣官房に設置され、アイヌ政策推進会議のもと、アイヌ政策に関する協議が進められています。IMADR-JCは政府によるそれら協議や政策が、国連先住民族の権利宣言の精神に則り、先住民族としてのアイヌ民族の権利の実施につながるよう、アイヌ民族の取り組みに協力しています。さらには、立法措置に基づいた総合的施策を求めるアイヌ民族の取り組みを支持し、参加協力をしています。



琉球・沖縄の人びとと共に

奄美諸島、沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島に至る琉球諸島の人びとは、19世紀まで琉球王国という独立した国のもと、独自の歴史と文化を形成してきました。1879年、明治政府による強制的な併合により、琉球は日本の支配下におかれ、第2次世界大戦・沖縄戦まで国内植民地の状態が続きました。日本唯一の地上戦となった沖縄戦では、多数の民間人が犠牲となりました。戦後27年余り続いた米国占領下、沖縄の米軍基地は拡大を続けました。1972年の復帰以降も縮小されることはなく、現在も在日米軍基地の70%以上が沖縄一県に集中したままです。米軍の存在は、騒音・事故・環境汚染を引き起こし、兵士による性暴力や略奪は女性をはじめ沖縄の人びとの基本的人権を侵害し、日常生活を脅かしています。



ウチナーグチ(琉球語)で語りかける宮里さん

2005年、沖縄を含み日本を公式訪問した国連人種差別特別報告者は、その報告書で、沖縄の米軍基地の存在が住民の基本的人権に及ぼす影響に大きな懸念を表明し、沖縄に対する差別の存在について実態を調査するよう政府に要請しました。人種差別撤廃委員会も2010年の日本審査において、同様の懸念を表明し、政府と民間の代表からなる幅広い協議の場をもつよう勧告しています。

IMADR-JCは、琉球・沖縄の人びとの権利を実現する運動団体や個人と連携し、国連人権制度の活用や日本政府への働きかけなどに関する取り組みに協力しています。

また、琉球・沖縄の人びとの声を多くの人に届け、意識を喚起するために、集会等の開催にも取り組んでいます。

アイヌ政策の課題と展望

阿部ユポ（北海道アイヌ協会副理事長）

「アイヌ」とは「人間」という意味である。「アイヌ」は「カムイ」（神）という存在に対しての「人間」を指す言葉である。「アイヌ・モシリ」というアイヌ語がある。「人間の住む静かな大地」という意味である。アイヌ民族は、現在の北海道を中心に、北は樺太、東は千島列島、南は東北部に住んでいた。18世紀の後半になって、日本とロシアに蹂躪されこの二つの国に居住領域を分断された。

「明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民族であるアイヌ民族との間に何の交渉もなくアイヌ・モシリ全土を持ち主無き土地として一方的に領土に組み入れ、また帝政ロシアとの間に樺太・千島交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌ民族の安住の地を捨てさせたのである」。1984年、北海道ウタリ協会による「アイヌ民族に関する法律」（案）の前文である。

これらの地域は南北1500km、東西1200kmの広大な地域で、日本の国土の4分の1を占める。故萱野茂参議院議員は、「アイヌ民族は、日本政府にアイヌ・モシリを売った覚えも、貸した覚えもない」とよく言っていた。

明治新政府は北海道開拓を進め、蝦夷地を「北海道」と改め、領土や資源確保の視点から、アイヌ民族の日本国民への統合・強制同化政策が一方的に行われた。入植者と国家がアイヌ民族から土地を奪い、狩猟・漁撈・採集・伐木の伝統的な経済活動・生業を禁止する法律を作り、アイヌ民族の言語・精神文化を禁止した。

2007年に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」は先住民族の権利を網羅した画期的文書である。前文24段落には、宣言採択の背景や思想、宣言を貫く精神が書かれている。本文は46条からなり、「一般原則」・「生存・一体性・安全に対する権利」・「文化的・宗教的・言語的アイデンティティに対する権利」・「教育・情報・労働上の権利」・「参加・発展・経済的および社会的権

利」・「土地・領域・資源に関する権利」・「自己決定権の行使」・「実施と責任」・「国際法上の性格」に分けて書かれている。先住民族の権利とともに、国家、国連、国際機関の実施責任も書かれている。

2008年6月6日には、衆参両議院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」がなされた。政府は、内閣官房長官談話を発表し「我が国が近代化する過程において、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人びとが多数に上ったという歴史的事実について、政府として改めて、これを厳粛に受け止めたいと思います」・「政府としても、アイヌの人びとが日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に『先住民族の権利に関する国連宣言』における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し総合的な施策の確立に取り組む所存であります」述べた。

1996年7月、第14会期「先住民族作業部会」（WGIP）において、中国政府代表部は次のような発言をした。

「先住民族の根本的問題は、西欧諸国の植民地政策によって引き起こされたものである。西欧植民地大国の侵略と拡張のために、何世代にもわたって固有の土地に生活していた先住民族は数万人の単位で殺害された。先住民族の伝統的領土は奪い取られ、固有の伝統的文化は破壊された。これは近代史の中で人類が経験した最悪のものである。」ここに言う殺害は、先住民族を対象にした集団殺害であり「ジェノサイド」と呼ばれる。固有の伝統文化の破壊は、強制的な同化政策と民族文化の抹消政策の実行であり「エスノサイド」と呼ばれる。

世界のすべての近代国家が形成された過程で、侵略、征服、支配、従属、国民形成、植民地化、植民地支配、同化政策が行われなかったのか、または現在も継続されていないか検証されなければならない。（あべ ゆぽ）

先住民族としての琉球民族の現状と課題

当真嗣清 琉球弧の先住民族会（AIPR）代表代行

唐の世から大和の世、大和の世からアメリカ世、そしてまた大和の世へ

『唐（と一）ぬ世（ゆ一）から 大和（やまとう）ぬ世（ゆ一）大和（やまとう）ぬ世（ゆ一）から アメリカ世（ゆ一）ひるまさ変（か）わたる 此（く）ぬ沖繩（うちな一）』

これは沖縄の戦後を代表し、一世を風靡した琉球民謡歌手、故嘉手苺林昌氏作詞「時代の流れ」の一節である。沖縄が大国に翻弄された歴史を琉球民謡の節にのせて表している。ちなみに彼がこの歌を作詞したのはアメリカ世（ゆ一）全盛の時代である。1879年まで琉球が“琉球王国”であった時代を「唐（と一）ぬ世（ゆ一）」と言う。当時の中国と進貢貿易を通して富を得、近隣の東南アジア諸国とも経済的、文化的交流を持つ独立国であった。1879年に大日本帝国が琉球王国へ軍隊を派兵し強制的に武力で併合、琉球藩そして沖縄県と言う衣を着せた植民地とした。最初の「大和（やまとう）ぬ世（ゆ一）」の始まりであり、これは、条約法に関するウィーン条約第2節51条及び52条に違反する行為である。その後この地域では琉球の言語、伝統、習慣、信仰、生活様式の禁止など、多くの植民地主義的同化政策が行われた。

1939年に始まった第二次世界大戦で琉球の地において日本とアメリカによる琉球住民（老人、女性、子ども中心の）を巻き込む地上戦が行われた。1945年に日本の降伏によって大戦は終わるが、日本政府は1952年にサンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約を締結し、みずからの独立と引き換えに、琉球を日本から分離し、米軍政府の統治下に置いた。「アメリカ世（ゆ一）」の始まりである。最近の大和の偉い人はこの時を主権回復として祝賀式典を計画、琉球から強い反対にあい祝賀の言葉は消えたが式典は開催するという時代錯誤及び支離滅裂さ。日本さえ良ければ他はどうでもいいという安倍晋三の考え方は他人はどうなってもいいという思考につながる。閣僚や国会議員の靖国参拝もその延長である。ちなみに彼の描く“美しい日本”に琉球は入っていないのは自明である。1972年、琉球が日本に「返還」される。二度目の大和世としての「返還」に伴い、民衆は米軍基地

が大幅に整理縮小され土地が自らの手に戻るものと期待したが、それは大きく裏切られた。「沖縄返還協定」により、巨大な基地群はそのまま居座り、更に「日米安保条約」及び「日米地位協定」に基づき、琉球の土地が米軍基地として日本政府からアメリカ合衆国へ提供されたばかりでなく、日本国内にあった米軍施設が「返還」のどさくさに紛れ密かに琉球に移され、琉球に於ける米軍基地の割合はさらに増加した。その結果、琉球は日本国土の0.6%の面積に過ぎないが、在日米軍専用施設の74%が集中している。

これまでの成果と課題

米軍統治下で土地を奪われた琉球の地主達は、戦後60年以上を経た現在も、自分の生まれ育った土地と祖先の墓への立ち入りを禁止または制限されている。2006年に、国連人権委員会特別報告者であるドウドウ・ディエン氏が琉球の米軍基地を視察し、琉球に展開する米軍基地の状況は異常であり、日本政府が琉球に対し、明らかな差別を行っているとして報告した。この事は1999年に「琉球弧の先住民族会（AIPR）」結成以来、我々が国連を活用し、強く実感を得た瞬間でもある。

これに先立つ1996年の第14回「国連先住民作業部会（WGIP）」に初めて琉球人が参加して以来2006年の第24回まで毎年途切れることなく琉球の地から代表を派遣してきた。

その間に開催された「人種差別撤廃委員会」や「先住民族問題常設フォーラム」にも参加した。WGIPの後継機関としての「国連先住民族の権利に関する専門家機構（EMRIP）」にも2009年の第2会期以降2012年の第5会期まで会員の派遣を続けることができた。

IMADRには、国連を活用して琉球の課題を明らかにし、解決につなげていくところで協力を得ている。「琉球弧の先住民族会」としては、国連への派遣や活動継続には財源の確保や会員拡大などの課題もあるが、25周年を迎えるIMADRと共に今後の活動を発展させていきたい。

（とうましせい）

搾取的移住・人身売買の撤廃



ナイジェリアの反人身売買キャンペーン

経済のグローバル化のもと格差拡大が進む中、生活の糧を求めて、あるいは厳しい環境から逃れるために、国境を越える人びとが増え続けています。それらの人びとが移住先で雇用者から搾取をされたり、劣悪で危険な環境で働かされることはまれではありません。こうした搾取的移住の劣悪な形態の一つである「人身売買」は、「現代の奴隷制」とも言われ、深刻な人権侵害を招いています。

人身売買の被害者の多くは女性や子どもたちです。送り出し国において、ジェンダー、貧困、民族、国籍など、さまざまな理由による差別と抑圧に置かれてきた彼女たちは、受け入れ国においても同様の理由で差別や搾取を受けます。そうした被害の実態が表に出ることはほとんどなく、十分な救済はなされていません。

世界各国において、人身売買対策として出入国管理の厳格化が進められていますが、それだけでは問題解決には至りません。それどころか、厳格化は手口の巧妙化や問題の不可視化、そして被害の拡大を招く危険性があります。人身売買被害者の救済や支援と共に、搾取を生み出す社会構造を変えていくことが、問題の根本的解決のために求められています。

IMADRの国際的な活動

IMADRは1993年から国連で人身売買被害の女性や子どもの人権保障の必要性を訴え、国際的な基準作りのための政策提言を行ってきました。また、「人身売買」「女性に対する暴力」「移住者の人権」等に関する国連特別報告者に情報提供を

行い、人身売買の問題がさまざまな角度から議論されるよう促してきました。その他、同じ問題に取り組むNGO間のネットワーク作りや、意識高



IMADR主催の討論会

揚や世論喚起のための啓発活動を行ってきました。 世界各地のIMADRの取り組み アジア委員会

スリランカやインドなど、南アジアにおいても中東への家事労働や、性産業への人身売買などが広く行われており、事態は深刻です。アジア委員会は南アジアのNGOと連携して、政策の提言活動、人身売買の被害者ケアのマニュアル作成、啓発教材の作成を行ってきました。また、南アジア地域連合（SAARC）人身売買条約の完全実施を求める活動を行っています。

ラテンアメリカベース

ボリビアからアルゼンチンへの人身売買の問題を調査研究し、報告書を作成しました。その他、意識高揚のためのワークショップ等を開催しています。



アルゼンチンの工場で働くボリビア人移民



ナイジェリア

ナイジェリアは人身売買の送り出し国・中継国・受け入れ国と言われています。ナイジェリアでは近隣諸国から多くの子どもたちが連れてこられ、農園、鉱山、工場などで働かされています。またナイジェリアからヨーロッパの国々に少女が売買されています。さらには、「赤ちゃん工場」と呼ばれている施設に少女たちを閉じ込め、妊娠をさせ、生まれた子どもを売買する組織犯罪が横行しています。IMADRはオラゲベギ理事が設立したナイジェリア女性協会に協力し、被害が多発している地域で人身売買防止のための啓発活動や、警察官など法執行職員のトレーニング等を行っています。この活動を持続的に支えていくために、募金活動を行ってきました。



ナイジェリアの啓発パンフレット

人身売買受入れ大国—日本の課題

日本は、人身売買「受け入れ大国」と言われています。特に80年代からは性産業に女性を送り込む人身売買が問題となり、業者が介在する国際斡旋結婚も一部人身売買の様相を呈しました。90年代からは、外国人研修・技能実習制度の悪用による労働搾取の人身売買も問題となっています。

人身売買を禁止する法律の制定を求め、IMADRを含む民間諸団体が集まり、2003年に「人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）」を結成しました。政党や政府への働きかけを通して、2005年には、刑法の中に人身売買罪が新設され、政府の行動計画も策定されました。一方、被害者の保護や救済はほとんど放置されたままであり、保護支援のための法律が早急に求められます。さらには警察による被害者認定要件が厳しいこともあり、警察庁発表の被害者数は驚く程少ないのが現状です。

日本での活動

◇政府への提言活動：

人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）を通じて

IMADR-JCはJNATIPの運営と活動に設立当初から関わっています。JNATIPでは、毎年政府との意見交換会をもち、政府が、多言語ホットラインを開設し、被害者認定の枠を実態に即して広げ、人身売買対策の政府専管部署を設置して予算も確保し、責任のある取り組みがなされるよう働きかけています。



政府との交渉（2012年）

◇国連の制度を活用し事態の改善をめざす活動

IMADR-JCは、国連の人権制度を活用し、人身売買に関する国連特別報告者が日本を公式訪問するよう働きかけてきました。その結果、2005年にはフーダ特別報告者（当時）が日本を非公式訪問し、2009年には、エゼイロ特別報告者（当時）が日本を公式訪問しました。

IMADR-JCは、人身売買の被害の実態と問題について、当事者および関連NGOからエゼイロ



エゼイロ人身売買に関する特別報告者（中央、2009年、東京）

特別報告者に情報提供が確実になされるよう取り組みを行ないました。翌2010年に国連に提出されたエゼイロ特別報告者の調査報告を有効的に活用するとともに、JNATIPとの共催でシンポジウムを開催しました。特別報告者による日本政府への勧告が着実に実施され、より多くの人びとに問題が理解されるよう取り組んでいます。

◇連続講座・セミナー等の開催

日本は人身売買の受け入れ大国でありながら、その実態はほとんど知られていません。人身売買をなくすために一人ひとりができること、それはまず実態を知ることです。そのため、IMADR-JCは、この問題に取り組んでいる人びとを講師に連続講座を開催し、その内容を書籍『講座 人身売買—さまざまな実態と解決への道筋』として出版しました。またJNATIPと共催で、シンポジウムを開催しています。



◇移住女性のエンパワメントとの協働

JNATIPの活動や、国連特別報告者の招へいなどを通じてつながった移住女性の運動とも連携しています。ドメスティック・バイオレンスを乗り越えたフィリピン女性たちの体験をつづった書籍を翻訳し、『移住女性が切り拓くエンパワメントの道』を「カラカサン—移住女性のためのエンパワメントセンター」と共同出版しています。

日本の搾取的移住と人身売買—課題と展望

稲葉奈々子（茨城大学教員、IMADR-JC 理事）

女性は移住によってエンパワーされるのか

国際移民の動機は、出身国の現状よりも生活をよくすることにある。経済的な理由が大きいですが、政治・社会的な動機による移民もあり、現実には、この複数の動機がからみあっている。女性の場合、移住者の出身国は一般に受け入れ国よりも女性の社会的地位が低い場合が多いため、より民主主義的な国に移民して女性が収入を得ることによるジェンダー秩序の変化が注目されてきた。つまり、移民することによって、移住女性はよりエンパワーされるという「解放仮説」である。

実際には、経済水準が高く、より民主主義的な国に移民したからといって、移住女性の社会的地位がそれにあわせて必ず上昇するわけではない。日本の現状から考察すると、むしろ出身国では一家の稼ぎ手として主体的に行動していた女性が、日本に移民して、日本の社会制度のなかに埋め込まれることで、力を奪われてしまうことのほうが、問題にされてきた。本稿では、日本で移住女性が経験する女性ゆえの貧困問題を、「搾取的移住」という移民経路から考えてみたい。日本に移住することで出身国の絶対的貧困からは抜け出せても、日本のなかで相対的な貧困を経験する女性の多くは、人身売買＝搾取的移住によって来日している。なぜ日本に移住することが、移住女性のエンパワーメントにつながらないのだろうか。

搾取的移住とは

女性が移民先で貧困に陥る理由のひとつは、移民する経路にある。アジアの移民労働は、親族ネットワークによる移動よりも、ブローカーの利用が圧倒に多いのが特徴である。とくに家事労働や介護労働といったケアワークに従事する女性の場合、ブローカーに依存する度合いがきわめて高い。パスポートやビザの取得から目的地での就労先の確保まで、すべてブローカーが手配する。費用もブローカーに立て替えてもらい、目的地に到着し

てから返済する仕組みである。同じアジア内での移民労働でも、男性の場合はブローカーを利用して渡航の手配のみで、到着した後まで関与することはほとんどない。1980年代半ばから日本に出稼ぎにきて性産業で働いたフィリピン人やタイ人の女性たちは、ほぼ例外なくブローカーの斡旋で来日している。フィリピンやインドネシアから、香港やシンガポール、台湾への出稼ぎではケアワークに従事することが多いが、ブローカーが就労先まで手配する点は同じである。

この移民過程は、搾取的だが、国境を越えて移動するために必要な資源を持たない貧困層の国際移動を可能にする。しかし、ブローカーに渡航費を借金しているために、受け入れ先の国で管理下におかれ、移動や職業選択の自由が奪われてしまう。そのため女性たちは孤立した環境に置かれ、社会的上昇を遂げる上で不可欠の社会関係資本の構築を妨げられる。1990年代に日本で働いたおもにパキスタンやバングラデシュ、イラン出身の男性移民は、転職に役立つ日本人や同国人との社会関係資本を構築し、建設業や金属加工業を中心に就労して月に30万円以上を稼いだ。起業する者もいた。同じ時期に興行の資格で来日して性産業に従事したフィリピン人女性たちが、月に5万程度しか稼げず、起業する女性がほとんどいないことと対比的である。

「女の仕事」の労働市場に組み込まれる移住女性

移民女性の貧困の理由のふたつめは、同一価値労働同一賃金の原則が保障されない社会では、女性の賃金は男性よりも安いことにある。そもそも移民労働者であるというだけで、賃金は出稼ぎ先の労働者よりも安く、そうであるがゆえに雇用機会が開かれる。それに加えて、女性であることで、同じ仕事に従事していても、男性よりも低い賃金しか支払われない。男性がおもな稼ぎ手で、女性の労働は家計補助的なものとみなされるがゆえんである。

移住女性は、「女の仕事」つまり再生産労働ゆえに低賃金の職種にもっぱら従事している。ケアワークは、家庭において女性がただで行うことが前提とされているため、低賃金の代表的な職種である。移住女性が従事するセックス・ワークもまた、「女の仕事」である。

定住と相対的貧困

移民女性は、出稼ぎ先の国では底辺労働に組み込まれるが、送金によって出身国での経済・社会的地位を高めることができる。日本で働く限りは底辺労働で低賃金だが、送金によって財をなすことができれば、帰国後はミドルクラスの生活が実現することもある。しかし、搾取的移住により来日した女性が、結婚により日本に定住することは、この相対的有利さを失うことになる。

それというのも、女性たちが移民先の底辺労働に組み込まれた状況で出会う男性も低所得層である確率が高い。家事労働者の場合は、中間層以上の世帯に雇用されるが、雇用主は既婚や高齢者である場合が多く、結婚して定住というパターンは少ない。多くの移民女性が性産業に従事した日本では、結婚により定住する女性の数も多い。はじめから結婚のために来日した女性も含むが、2010年には約6万9千人のフィリピン人女性が日本人男性と婚姻関係にある。性産業の顧客の日本人男性と結婚した移住女性の場合、開発途上国出身であるということと、「男の仕事」よりも「女の仕事」に従事している

移民女性は結婚しても、出身国に送金する必要性が減じるわけではない。しかし女性は育児のために専業主婦になる場合が多い。女性の仕事は低賃金のため、保育料を払って働くよりも子育てしたほうが合理的だからである。実家の親は近くに住んでおらず、育児補助を頼むことはできない。結婚は男性の都合で居住地が決まることが多く、移民女性はエスニック・コミュニティからも切り離されてしまう。言葉の問題ゆえに日本人との付き合いもほとんどない。定住したのちにも、社会関係資本を構築することは難しい。性産業の職場

で出会った顧客や、国際結婚の斡旋業者を介して結婚した女性のなかには、DVの被害者も多い。夫が妻に育児・生活費を渡さないなど、世帯のなかで女性と子どもが貧困を経験している。

長期的に持続する問題

結婚件数の増加とともに、離婚件数も増え、シングルマザーになる移民女性も増えている。専門職に就く資格を持たない移民女性の就職は困難を極め、生活保護世帯の数も増えている。この問題は単なる経済的な貧困にとどまらない。DV被害者の移住女性は、女性であることに加えて、「南」の国出身であることをもって、日本人男性によって存在を貶められる経験をしている。日本人や男性の手助けがなければ、自分では何もできないと信じ込むまでに、自尊感情を傷つけられており、多くの場合、自分で生きていく力を奪われた状態にある。

また、移民女性の貧困は、そのまま子どもの貧困に直結する。16～17歳のフィリピン人の子どもの高校在学者は4割程度にすぎない。移民＝貧困という図式は、もはや欧米だけのものではなく、アジアの移民受け入れ国でも現実のものとなりつつある。

日本は、女性にとっても移住者にとってもエンパワーメントが困難な社会構造を持っているといえる。搾取的移住を許容しているのは、家父長制や植民地主義的な社会構造に他ならず、個人的な努力では、乗り越えられない。

搾取的移住の問題は、日本で一定期間出稼ぎして帰国してしまえば、短期的には、不当な旅行代金を払わされた、というだけの問題ともいえる。しかし移住女性本人が日本に定住したときに、日本人夫からDVの被害を受けて、エンパワーにはとてつもない時間を要し、離婚後の貧困は子ども世代にまで連鎖するなどの問題が今日顕在化している。搾取的移住が構造的に生み出す問題は、長期的な視野で考える必要がある。

(いなば ななこ)

スリランカの平和と人権

スリランカでは、英国からの独立後、人口の約75%を占める多数派シンハラ人（主に仏教徒）を優遇する政策が取られてきました。そのため、主にスリランカ北部・東部に居住する少数派のタミル人（人口の約15%、主にヒンドゥー教徒）と多数派との間に対立が続いてきました。1970年代に入り、政治闘争に絶望したタミル人青年を中心に「タミル・イーラム解放の虎（LTTE）」が結成され、北・東部の分離独立を求めた武装闘争が始まりました。1983年に内戦がエスカレートした後、一時停戦期間があったものの、2009年5月、政府によるLTTE支配地域の軍事制圧とそれに続く戦争終結に至るまで、スリランカは26年間内戦下に置かれました。政府の軍事制圧は多くの民間人の命を奪い、タミル住民を中心に約29万人の国内避難民（IDP）を生みだしました。現在でも再定住できずに避難キャンプに留まっている人びとが少なからずいます。



テントでの避難生活

してきましたが、いずれの勧告も未だ十分実施されていません。

IMADR理事長のニマルカ・フェルナンド（弁護士）は、スリランカの人権活動家として

30年以上に渡り地域のNGOとともに活動をしてきました。1998年、ニマルカ・フェルナンドを代表に、IMADRアジア委員会が首都コロomboを拠点にして設立され、スリランカの平和と人道・人権の問題をはじめ、南アジア地域のさまざまな人権課題に取り組んできました。

IMADRアジア委員会の主な活動

■戦争被害者、国内避難民の自立支援と再定住促進

アジア委員会では、内戦の被害者・国内避難民（とりわけ女性）の自立のために、生活支援や再定住促進の活動に取り組んでいます。ポロンナルワ、ディキリッタ、ダンブッラなど北部・東部において、保育所やトイレ建設などを進めてきました。避難民キャンプの中には内戦勃発時に設置され、30年近く存続しているところもあります。アジア委員会はそれら古くからあるキャンプにおいても、女性の自立支援や人権トレーニングの活動を行ってきました。



戦闘で破壊された建物



戦火を逃れる避難民

国連をはじめとした国際社会の要請を受け、ラージャパクサ大統領は、国民和解を進めるための「過去の教訓・和解委員会（LLRC）」を2010年5月に設置しました。委員会の最終報告書には、内戦末期の人権問題の調査、国民和解の促進、人権状況の改善など、さまざまな勧告が含まれています。また、国連事務総長任命による専門家パネルは、その報告（2011年）で、内戦の終局段階において、政府に国際人道法および人権法の違反があるとして、独立した国際的事実調査の即時開始などを求める勧告を行いました。国連人権理事会は、スリランカ政府にこれら勧告の実施を繰り返し促



避難民キャンプで支援物資を配る

元LTTE女性戦闘員の社会復帰を支援する活動も行なっています。北部ワウニヤでは、女性たちが生計手段を身につけるよう、他団体と協力して

職業訓練センターを作り、ミシン縫製のトレーニングを行っています。さらに、戦争孤児など、親を亡くした子どもたちの支援も行なっています。



ミシン縫製のトレーニング

■平和構築・人権に関する提言活動と取り組み

アジア委員会では、北部のジャフナや東部のトリンコマリにある草の根の組織と協力して、国内避難民が受けた暴力や避難生活の状況についての

聞き取り調査を行ってきました。その過程において、村々における女性グループの誕生、地域や民族を超えた平和のための対話の発展などの成果も得ることができました。

内戦終結後は、政府による情報統制が厳しく、避難民キャンプ内でのNGOの活動は禁止されたため、アジア委員会は、教会グループを介して支援活動を行ないました。それら現場での活動や聞き取りを通して把握した現状をもとに、IMADRは国連での提言活動や日本での支援要請活動を行ってきました。



国連で訴えるニマルカ・フェルナンド

2012年3月の人権理事会では、スリランカ政府に対して過去の教訓・和解委員会(LLRC)の勧告の実施を促す決議が採択されましたが、その前後に官製メディア

による人権活動家、とりわけニマルカ理事長を非難したり誹謗中傷するニュース報道が集中的に流されました。ピライ国連人権高等弁務官は、政府高官による非難等に対し、人権活動家やジャーナリストへの報復をやめるよう、談話を発表しました。

内戦後も、スリランカには紛争の火種は残り、課題は山積したままです。スリランカに恒久的な平和をもたらすには、民族和解は大前提条件であり、国際世論による後押しも不可欠です。IMADRは、国連での提言活動をはじめ、各国がこの問題に注視していくよう働きかけています。

■スリランカの女性移住労働者の権利保障

中東など、海外で働くスリランカ女性の多くは人権侵害につながるさまざまな困難に遭遇しています。アジア委員会は人権侵害の実態を広く社会に知らせるとともに、被害女性に対する法的支援や救済に関する相談などの活動を行っています。女性の移住労働者の人権研修や組織化にも取り組んでいます。

■カーストにもとづく差別に対する提言活動

イギリスによる植民地統治の時代、スリランカの中央高地に作られた紅茶農園に、南インドから多数のタミル人が労働者として連れてこられました。その80%はダリットに属する人びとであり、

無権利状態のもとで働かされました。その子孫の多くは、現在も紅茶農園で働いており、低賃金の長時間労働を強いられています。土地もなく、収入も不安定なため、貧しい生活から抜け出すことはできません。農業による健康被害も放置されたままです。

アジア委員会は、農園労働者の問題に取り組む「人間開発組織(HDO)」と連携し、農園労働の実態調査やスリランカ政府への提言活動を行なっています。



キャンディにあるHDOの事務所

■国際人権メカニズムの利用促進

マイノリティや被差別当事者による国際人権メカニズムの利用促進をサポートしています。人種差別撤廃条約活用マニュアルをシンハラ語とタミル語に訳して出版し、マニュアル活用のトレーニングなどを行ってきました。

日本におけるスリランカ支援の活動



明石康 スリランカ問題日本政府代表と会談するニマルカ理事長

IMADRは日本においても、スリランカの平和、人権、人道問題に関して、さまざまな活動に取り組んできました。2005年のインド洋大津波においては、関係団体と協力して救援と復興のための支援金募集活動を行いました。平和実現に向けたアジア委員会の取り組みを日本から支持する活動も行ってきました。内戦終結後は、国内避難民の生活再建を支援する活動、スリランカ政府に速やかな人道的戦後処理を求める要請、平和・人権活動家やジャーナリストの人権侵害に関する対スリランカ政府および対日本政府への要請活動などに取り組んでいます。さらに、スリランカの現状と課題への関心と理解を広げるための広報活動や集会などにも取り組んでいます。

危機に瀕するスリランカの表現の自由

国連人権理事会に対する反差別国際運動のステートメント

2009年の内戦終結以来、スリランカのジャーナリストと報道関係者は、事実上の検閲という抑圧的な環境に起因する、一連の暴力と嫌がらせのキャンペーンの対象になっている。スリランカの政治や腐敗、人権、紛争とその影響といった問題について声をあげるジャーナリストは、嫌がらせや中傷を受けている。中には、「テロリスト」組織と繋がりがあると公けにレッテルを貼られた者もいる。ジャーナリスト保護委員会が、ジャーナリストが亡命を余儀なくされている国としてスリランカを6位に挙げているにもかかわらず、スリランカ政府は報道機関関係者を対象とした継続的な嫌がらせと脅迫を行っている。これらの行為は表現の自由の尊重に深刻な影響を与えている。長期にわたる国際社会からの注目にもかかわらず、スリランカ政府はジャーナリストと報道関係者の保護と報道の自由を確立するために何ら効果的な措置をとってこなかったことをこの声明は強調する。すべての人権の擁護の中心に表現の自由があることを考えれば、人権理事会はこの問題に対する早急の対応に迫られている。

表現の自由は、自ら選択するメディアを通し、情報を求め、受け、伝える権利を含む不可譲の基本的な人権である。報道関係者にとって重要な保障として、国連規約人権委員会は、「すべての報道従事者と報道の情報源へのより強固な保護の必要性を強調する」と表現の自由を認識している。国家は表現の自由を保護するために、表現の自由を侵害する犯罪行為を効果的に調査し追及すると同時に、ジャーナリストへの攻撃を禁止する法律を施行する積極的責任がある。

北部における攻撃と問題

スリランカ北部で起きた内戦の焦点と今なおこの地域で続く暴力は、スリランカの人びとと国際社会に紛争が未解決であることを認識させる。国際諸組織は「恐怖に囚われたジャフナのメディア」などと題した記事や報告をコンスタントに発表し

ているが、ジャーナリストや学生、それに政治活動を行うタミル人に対する暴力は常に続いている。ジャフナの主要な新聞社である“ウタヤン”の編集者が2012年後半に武装集団に襲われて入院したが、それから今日に至るまでの数カ月間、ウタヤンのジャーナリストに対する攻撃は続いている。

報道機関へのアクセスの規制

表現の自由の尊重を侵すのは暴力行為だけではない。2011年11月、スリランカ政府は大統領と政府高官を不名誉に描写したという理由で6つのニュース・ウェブサイトを開鎖した。6月29日、コロombo市警察は、ニュース・ウェブサイトを運営するスリランカ・Xニュース社とスリランカ・ミラー社のオフィスを開鎖し、その場にいた職員全員を拘束して備品をすべて押収した。拘束された職員は外出を許されず、オフィスの中で3時間にわたり取り調べを受けた後、犯罪捜査局の本部へ移送された。コンピューターとその他の備品も押収された。

ニュース・ウェブサイトのオフィスが開鎖された日、スリランカ・Xニュースで活動しているジャーナリストのシャント・ウエジェソオリヤは、明らかに誘拐目的をもつ無法者の一団に近寄られたが、かろうじて逃げることができ、その直後に国を離れた。スリランカのこのようなメディア報道の困難さは国際的に知られており、スリランカ当局は、「世界からの声に耳を傾け、これまでの法律と政令によるすべてのメディア規制を取り除く」よう要請されている。しかし、現在も一部のニュース・ウェブサイトは開鎖されたままである。

ジャーナリストへの攻撃

2009年の内戦終結後、嫌がらせや暴力あるいは投獄を理由に亡命した世界のジャーナリストの数を見れば、その内の4分の1以上をスリランカが

占めている。教訓と和解委員会の2011年の報告書によると、「ジャーナリストと報道機関に対する持続的にパターン化された攻撃と妨害」がスリランカに存在する。内戦の間、スリランカ政府は戦争のために報道管制を敷き、独立系および外国の通信社の戦闘地域へのアクセスを規制した。内戦後もこれらの方針は続いた。「内戦終了後もジャーナリストに対する嫌がらせと脅迫は続き、ジャーナリストは裏切り者と呼ばれている。私とサンデイ・リーダー紙を弁護している弁護士たちは恐怖に陥れられ、裏切り者と呼ばれている。」と、サンデイ・リーダー紙の元編集者であるフレデリカ・ヤンスは語った。

2012年、いくつかの人権団体は、人権活動家に対する攻撃、脅迫、嫌がらせを止めるようスリランカ政府に求める文書の人権理事会に提出した。この要請は、「表現の自由と人権活動家を保護する措置を実施し、ジャーナリストや報道関係者、および人権活動家に対する攻撃を調査し責任者を追及すること」を勧告した、2008年のスリランカの普遍的定期審査の勧告39に基づいている。ジャーナリストへの止むことのない攻撃が示すように、政府に批判的なジャーナリストの保護に関して、未だに何の措置も取られておらず、またこれらの犯罪行為の責任者も処罰されていない。

内戦後の政府の腐敗や政治問題、人権侵害等の批判的な記事は書かないなど、自主的な報道規制も増加している。ヤンス氏を含み、報道関係者の中には国外脱出に追い込まれた者もあり、今日ではスリランカは報道関係者にとって最も危険な国の一つになっている。

2012年3月の人権理事会の決議を支持した人権活動家とジャーナリストが、テロリスト支持の裏切り者として国営メディアにレッテルを貼られていることは特に懸念される。

2011年のテロ予防法（PTA）は、いかなる法手続きを踏むことなくジャーナリストを有罪とし、最大30日間投獄できることを許している。

刑事免責

スリランカ政府は、ジャーナリストと報道関係者への攻撃と殺害に関して効果的な調査を未だ怠

ったままである。1992年以来、19人のジャーナリストが殺害され、そのうち9人は、当時首相であったラジャパクサが大統領に就任した2004年以降に殺害されている。政府はこの19人の殺害における容疑者を一人も起訴できていない。嫌がらせと免責の風潮は、当局が政府批判者を暴力をちらつかせながら公然と脅し、殺害された被害者の60%が事前にそうした脅迫を受けていた事実如実に表れている。

国際ジャーナリスト保護委員会は、蔓延した免責の風潮を理由に、年次刑事免責インデックスの4位にスリランカを位置付けている。教訓と和解委員会（LLRC）は、加害者の不処罰はスリランカ政府の信用を失墜させ、「和解のプロセスと法の支配を損なう」と指摘している。

2012年後半、軍のジャフナ大学への侵入を報道しようとしたジャフナの新聞の編集者が激しく暴行を受けた。

ジャーナリストを含み、政府が治安の脅威になるとみなした人物を警察が行政拘禁することは日常的に行われており、その多くは訴追もないまま長期にわたり拘留されている。「誘拐、強制失踪、超法規的殺害を予防する措置を強化する」と促した普遍的定期審査の勧告18をスリランカ政府は受け入れている。情報公開法案は2004年の議会解散で廃案となったため、ジャーナリストの活動を保護する国内法はまだない。

結び

2001年以降、少なくとも25人のスリランカのジャーナリストが庇護を求めて国外に出た。国際人権規約の核であり、その他すべての権利の試金石である表現の自由を尊重することの意義は自明である。スリランカのジャーナリストや報道関係者を保護するため、国連人権理事会は、スリランカ政府に具体的な措置をとり、国際人権法上の義務を遵守するよう働きかけなくてはならない。

[註] この文書は国連人権理事会第22会期（2013年3月）に向けて2013年2月19日にIMADRが提出したものです。同会期では、スリランカにおける恣意的拘禁の問題に関する文書も提出しました。スリランカでは、内戦中からの人権問題が解決をみることなく引き続き起きています。これら以外にも、超法規的処刑、強制失踪、女性に対する暴力を含むさまざまな課題があります。

ロ マ



スロバキアのロマの子どもたち

ヨーロッパ全域に広く居住しているロマは、中世後半にインド北西部からヨーロッパへの移動を開始したと考えられています。ヨーロッパに暮らすロマの人びとは、土地により異なる生活習慣や文化を保持していますが、共通しているのは、ロマは歴史的に差別と迫害を受けてきたという事実です。ナチス支配の時代には「劣等人種」としてアウシュヴィッツをはじめとする強制収容所に収容され、50万人以上が虐殺されました。現在もロマに対するステレオタイプな見方と偏見は根強く存在し、居住する国々でロマは教育、雇用、住居などにおいて差別的扱いを受け、厳しい生活環境におかれています。さらには、近年ますます勢力を拡大しているネオナチや極右団体により、ロマは深刻な迫害に直面しています。

高まるロマ排斥とIMADRの抗議

東西冷戦崩壊後、EU統合やグローバル化が進む中、ヨーロッパにおけるロマを取り巻く状況は近年さらに悪化しています。IMADRはロマに対する人種主義的で非人道的な政策や動きに対して抗議と要請を行なっています。



ロマの家族に洗濯物を早くとりいれて出国するよう促すフランスの警察官

■2010年9月：フランス政府はロマや移住者を国外に退去させるという人種差別的政策をとりました。IMADRはフランス政府に対してそうした政策をやめるよう要請を行ないました。

■2011年5月：ハンガリーのジェンジェシュパタ村に極右集団が押し寄せ、ロマの住民にあからさまな攻撃を行ったことに対して、IMADRはパートナー団体であるドイツ・スィンティ・ロマ中央委員会と協力して現地に調査団を派遣し、その内容を国連人権理事会で訴えました。



ブダペストから60キロほど離れた村で極右集団に襲撃されたロマの家。4人の家族のうち、2人が殺された（事件発生2009年2月）

■2012年2月：東欧諸国の極右集団による迫害を逃れ、カナダに渡る多くのロマ難民を締め出すような移民法の改定案が議会で提出されました。カナダのロマ人権組織の呼びかけに呼応して、IMADR-JCはカナダ政府に対してロマ難民の不利益になるような法案を見直すよう要請しましたが、法案は可決されました。

■2013年4月：右傾化をさらに強めるハンガリーでは、政権与党の主要メンバーがロマに対する差別扇動発言を同年1月にネット新聞紙上で堂々で行いました。一方、極右集団のロマに対する残虐な攻撃はやむことなく続いています。住宅、教育、雇用など、ロマの基本的な人権が無視され、ロマに対する暴力的な状況が続くハンガリー政府に対して、4月8日の国際ロマ記念日の日、IMADR-JCは駐日ハンガリー大使館宛てに抗議文を出しました。

現状を知らせる

■写真パネル「ヨーロッパにおけるロマへの差別と極右の台頭」

IMADR-JCは、ヨーロッパで起きているロマに対する迫害と攻撃、そして人びとの生活を映し出す写真パネルを作成しました。



北部スロワキアのセコヴツェにあるロマ居住地区

写真パネルは、「ヨーロッパにおける極右集団」、「ハンガリーにおけるIMADR調査団」「コソボ、スロワキアのロマ居住区」の3部から構成されています。写真パネルは展示ご希望の方に貸し出しをしています。

国際ロマ記念日

■1971年4月8日、世界各地のロマがロンドンに集まり、第1回「ロマ国際会議」を開催しました。その会議で人びとはそれまで使われてきた「ジプシー」「ツイゴイナー」などの人種差別的な呼称のすべてを否定し、「今日から我々はロマである」と宣言しました。それ以降、毎年この日は世界のさまざまな地で「国際ロマ記念日」として祝われています。IMADR-JCは2012年4月から毎年、「国



ロマの旗

際ロマ記念日」の集まりをもってきました。

■スインティとロマの大量虐殺

第二次世界大戦中ヨーロッパを席卷したナチス独裁政権はユダヤ人だけではなく、非常に多くのスインティとロマの抹殺をはかり、50万人以上が犠牲にされました。アウシュヴィッツ・ビルケナウ強制収容所にも大量のロマが送りこまれ、虐殺されました。ナチスの殺戮政策は人種的優越妄想の上にたち、少数民族を絶滅させることを目標としました。この想像を絶する大規模犯罪行為を歴史に残すために、2001年8月から国立アウシュヴィッツ博物館でロマの大量殺戮の記録が常設展示されるようになりました。その2年後にはそれら展示物を収録した図録が出版されました。これらの実現には、IMADR創設時よりメンバーとして参加をしてきたドイツ・スインティ・ロマ中央委員会の大きな働きかけがありました。2010年、IMADR-JCは常設展図録の日本語版『ナチス体制下におけるスインティとロマの大量虐殺』（ロマニ・ローゼ編／金子マーティン訳）を刊行しました。

ドイツ・スインティ・ロマ中央委員会：ドイツにおけるスインティとロマの11の州協会と地方協会によって1982年2月に設立された。ロマニ・ローゼ議長（IMADR理事）が代表を務めている。ハイデルベルクに事務所があり、資料館の「ドイツ・スインティ・ロマ資料文化センター」が隣接している。



ベルリンに建立されたスインティとロマ犠牲者の記念碑

2012年10月、ベルリンにスインティとロマのホロコースト犠牲者を追悼する記念碑が10年以上の歳月をかけたのち、ついに完成しました。ドイツ、メルケル首相含む政府要人、ロマニ・ローゼ議長、生存者たち他多数が参列しました。

オップレ・ロマ！OPRE ROMA!立ち上がれ、ロマ！ARISE ROMA!

金子マーティン（IMADR 事務局次長・日本女子大学教授）

ロマによる自主的自助組織結成の夜明け

ナチス体制下に甚大な迫害を被り、50万人を優に超えるロマがホロコーストの犠牲になったと推定されるが、世界中に離散するロマ民族が第二次大戦後に初めて結集したのは1971年4月8日から12日にかけてロンドンで開催され、14カ国のロマ代表が参加した第1回「国際ロマ会議」だった。その会議で以下のような事項が決定した。インド発祥の少数民族であるロマは多くのサブ・グループによって構成されているが、自分たちの総称として「ロマ」を使うこと。中世以来、「ジプシー」などさまざまな蔑称や差別語がロマに対して各国で使いつづけられたが、「ロマに対して非ロマが貼るジプシー、ツイゴイナーやヒターノなど、すべての人種主義的レッテルにわれわれは抗議する」との決議が第二に採択された。それ以降、「われわれをジプシーでなく、ロマと呼んで」と各国のロマ組織は訴えつづけている。上半分が青、下半分が緑で中央に16本の軸がある赤いチャクラ、つまり車輪を描いたロマの旗が第三に決定され、第四にロマの賛歌「ジェレム、ジェレム（遠い道のりを歩んだ、歩んだ）」が、そして第五に「オップレ・ロマ！（Opre Roma!）」（立ち上がれ、ロマ!）」というスローガンも決定された。

26カ国のロマ代表が参加した第2回「国際ロマ会議」が1978年4月にジュネーヴで開催、その会議で「世界ロマ同盟」の結成が決定され、翌年から「世界ロマ同盟」(www.internationalromaniunion.org)は国連経済社会理事会の協議団体としてNGO資格を獲得した。それ以降、2013年までに「世界ロマ会議」は計8回開催されている。

第1回「国際ロマ会議」開催以降、各国で多くのロマ組織が相次いで創設された。たとえば、ドイツでは1971年5月に「ドイツ・スィンティ連盟」、オーストリアでも1989年7月に「ロマ協会」が誕生した。第二次大戦後も間断なく続行した社会的不平等と差別待遇に対して、世界中のロマが

ようやく抗議の声を上げはじめたのである。これでロマ差別も解消の方向に向かうだろうと、誰しもが考えた。ところが、21世紀に入ってから信じ難いような逆流現象が各国で起こっている。

ヨーロッパ諸国での「反ジプシー主義」の台頭

〈欧州連合基本権憲章〉第45条第1項は、欧州連合（EU）市民のEU圏内での「自由な移動にかんする権利」を保障している。だが、それに違反してフランスのサルコジ政権は、東ヨーロッパのEU加盟国からフランスへ移住したロマの強制追放処分を2010年夏から断行、数千人規模のロマを追い払った。その政策は現オランダ政権下でも続行している。

2004年および2007年からEU加盟国になった東ヨーロッパ諸国においては、極右勢力によるロマの殺傷やロマが暮す家屋の放火というような凶悪な差別事件が跡を絶たない。「ヨーロッパ・ロマ人権センター」(www.errc.org、1996年設立)の報告書によれば、2008年1月から2012年7月までのあいだ、ブルガリアで14件、スロヴァキアで16件、チェコで47件、ハンガリーで61件ものロマ襲撃事件が確認されている。その過程で殺害されたロマは、ルーマニアで2人、ブルガリアで3人、スロヴァキアで5人、チェコで5人、ハンガリーで子ども2人を含む9人、2013年3月にも17歳のロマ少年がセルビアでスキンヘッドの団体に撲殺された。

また、ロマの学童・生徒を「特殊学級」や「特殊学校」へ駆逐し、「分離教育」を実践する国々があり、ロマの子どもたちの教育権が侵害されている。国際連合開発計画・世界銀行・欧州委員会による『ロマの教育』にかんする報告書（調査実施2011年）によれば、7歳から15歳までのロマ生徒のうち、スロヴァキアで63%、チェコで60%、ハンガリーで35%、セルビアで23%の子どもたちが、ロマの生徒が大多数を占める「特殊学校」に、またブルガリアでも同年齢のロマ生徒の42%がロ

マの生徒が大多数を占める「普通学校」に在籍しており、「分離教育」の実態が裏づけられた。子どもの「分離教育」が違法行為に該当するのは当然だが、その撤廃を求めた数件の提訴がある。ロマ生徒の「分離教育」は差別を禁ずる〈人権と基本的自由の保護のための条約〉第14条に違反するとの判決をヨーロッパ人権裁判所が2007年に下し、スロヴァキアでも国内の司法機関が同趣旨の判決を2012年に言い渡した。それにもかかわらず、ロマ生徒の「分離教育」は少なからぬ国々で継続中であり、ハンガリーの極右政権は「ロマ生徒の分離教育を続行する」との意思表明を2013年4月に行なったばかりである。

以下にハンガリーでの最近の動向のみを素描する。「ハンガリー・ロマは人間としての尊厳を持ち合わせない生存権のない害獣である」との差別発言を、政権与党フィデス党の某議員が2013年1月初旬にした。その5日後、「ドイツ・シンティ・ロマ中央委員会」(www.sintiroma.de)はハンガリー首相に抗議文を送致、ハンガリーの野党「民主同盟」も抗議活動を展開した。しかし、それらの抗議を黙殺する極右与党は、憲法を骨抜きにする「改正案」を立てつづけに強行採決しており、たとえばこの3月に司法（最高裁）の権限を剥奪する「新法」を採決、民主主義の解体と独裁強化への道をまっしぐらに突き進んでいる。ハンガリーの現状がとりわけ危険なため、IMADRはロマに対する差別と暴力の廃止を求めて、2013年4月4日に東京のハンガリー大使館に抗議文を送った。

上述した中世を彷彿させるような差別が東ヨーロッパ諸国を中心に続行する背景は複数ある。(1)ロマがヨーロッパ社会に登場した中世から綿々とつづく多数派住民の偏見と差別意識の未克復。(2)ロマのナチス迫害史が一般的に未認識。(3)西ヨーロッパ諸国の極右勢力がその活路を体制崩壊で不安に苛まれていた東ヨーロッパ諸国の若者のオルグに転換。(4)旧「社会主義国」における極端で暴力的な人種主義を規制する法律の不備。(5)体制変革やEU加盟にもかかわらず、東ヨーロッパ諸国の一般民衆の生活は改善されず、旧態依然のまま、あるいは国営企業の倒産などによってむしろ

悪化、それに対する大衆の不満が社会的弱者である少数民族のロマに向けられている。

ロマ民族に自ら解決してほしいこと

ガジェ（非ロマ）の一員として差別者側に身を置く筆者が、ロマ民族に対して何かを求めるのはあまりにもおこがましいので遠慮したいが、ロマの友人としてひとつの提案をさせていただく。

ロマ民族はナツィヤ（nátsiya）という複数の大集団に分かれ、それらの大集団が無数のヴィツァ（vítsa）という小集団＝大家族集団に細分化されるので、断じて均一の集団ではない。インドから西方へ向かった経路も、伝統的生業も、使っているロマニ語方言も異なる。それぞれの集団の構成員は、自集団「至上主義」とも呼ぶべき考え方を強く抱いているが、それがそれぞれの集団の連帯を阻んでいることは疑えない。たとえば、ロマの一集団であるシンティは、「ロマ」という概念に包括されることを嫌う傾向にある。あるシンティ女性の発言。「ロマは嫌いです。私たちがロマと呼ばないで。それは侮辱です」⁽¹⁾。そのような状態下、IMADRの理事でもあるロマニ・ローゼが、多くのシンティの身内の反対を押し切って、「ドイツ・シンティ連盟」を1982年2月に「ドイツ・シンティ・ロマ中央委員会」へと発展させた意義は運動論的にとても大きい。

差別がますます深化している現状下、ロマ民族にとって最も重要なこと、それはロマ民族を構成するそれぞれの集団の共同戦線（frónto-maladino）を張ることだろう。諸集団間にある敵対心を乗り越え、連帯してロマ差別が蔓延するカジェ社会に立ち向かうよう望む。再び「オップレ・ロマ！（立ち上がれ、ロマ！）」のスローガンを思い起こし、人間が安心して暮らせる世の中になるよう、連帯して「オップレ」するよう期待する。

（かねこ まーていん）

註：(1)Toby Sonneman, *Shared Sorrows. A Gypsy family remembers the Holocaust*, University of Hertfordshire Press, Hertfordshire, 2002, p.179.

司法における人種主義 狭山差別裁判



1963年5月、埼玉県狭山市で起きた女子高校生殺害事件で、被差別部落の青年・石川一雄さん(当時24歳)が差別・偏見にもとづく見込み捜査により別件逮捕されました。1977年に無期懲役判決が確定された後、えん罪を立証する数々の証拠が明らかになり、再審請求が行なわれてきましたが、石川さんが無実の罪を着せられてから50年経過した2013年5月現在、第3次の請求中にある再審の扉はまだ開かれていません。こうしたプロセスにおいて、証拠開示や取り調べの可視化の不在などの欠陥が浮き彫りになってきました。

国連も強い懸念を示す

2008年に開催された国連の市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)の日本報告書審査の場において、石川一雄さんは狭山事件の不正な裁判手続きについて訴えました。審査後、規約人権委員会は日本政府に対して、「取り調べの可視化」「自白強要の防止」「自白の証拠不適切性」「弁護側への証拠開示の保障」等に関する勧告を出しました。



自由権規約審査の会場で「私は無罪です」と訴える石川一雄さん(2008年 ジュネーブ)

2005年、人種差別撤廃委員会(CERD)は“刑事司法手続きにおける人種差別の防止”に関する一般的勧告31を出しました。その中で、CERDは、「社会において排除、周縁化および非統合にとく

にさらされている、世界のすべての国における人種集団または民族集団に属する者、とくに、市民でない者、ロマ、先住民族、避難民、世系を理由に差別を受けている者、ならびにその他の脆弱な集団が被っているおそれのある、刑事司法制度の運営および機能におけるあらゆる形態の差別と戦うことを決意」して、現行の刑事司法手続きにおいて人種差別につながるような措置がないかどうか見直しを行い、同時に、そうしたことが発生しないための防止策をとるようすべての締約国に勧告を行っています。

このことは、石川一雄さんのケースと同じように、世界には人種主義的偏見や差別により、刑事司法手続きへの平等なアクセスを否定され、差別偏見に支配された取り調べや裁判の結果、不当な処罰を受けている人びとが多数いることを示しています。

IMADRは狭山差別裁判についてウェブサイトを通して世界に訴えると共に、オンラインで署名を集める国際キャンペーンに取り組んできました。

国連人権高等弁務官との対話



ナビ・ピレイさんとの対話(2010年5月)

2010年5月、ナビ・ピレイ国連人権高等弁務官が日本を公式訪問した際、IMADRは「ピレイ人権高等弁務官と被差別マイノリティとの対話」と題して、石川一雄・早智子さんを含む、国内の被差別当事者の代表との対話の場を組織しました。

石川一雄さんの訴えに対して、ピレイ高等弁務官は狭山裁判のことは十分承知していると述べた上で、石川さんの長年に及ぶ労をねぎらいました。



ジュネーブの国連本部前で石川一雄さん早智子さん(2008年)

IMADR理事会で決議を採択

反差別国際運動(IMADR)は、2013年2月4日、スリランカで開催された理事会において、狭山事件に関する決議を採択しました。理事会は、半世紀におよぶ石川一雄さんの無実の叫びを受けとめ、東京高等検察庁および東京高等裁判所に以下の3点を強く要請しています。

1. 弁護団の求めている証拠のすべてを速やかに開示すること。
2. 提出された新証拠に基づき、証人尋問等事実調べの手続きを速やかに進めること。
3. 事実調べにより明らかにされた事実に基づき速やかに再審を開始すること。



2011年9月17日 第8回IMADR総会で挨拶する石川一雄さん(東京)。総会で狭山裁判の決議を採択

世界のIMADRから連帯のメッセージ

2006年、IMADRは狭山国際連帯キャンペーンを展開しました。狭山裁判の不当性と再審実現を訴える狭山裁判闘争への支援表明が、IMADR理事や関係団体から届きました。これらメッセージに込められたIMADR理事らの連帯の精神は今も変わることなく続いています。ここにその一部を抜粋して紹介します：

◇反差別国際運動に結集して以来、ドイツ・スインティ・ロマ中央委員会と部落解放同盟は、一貫して、偏見に基づく捜査・報道によってもたらされた狭山差別裁判の問題を、最優先課題と位置づけてきました。それは、司法行政や法執行機関の枠内において、弱い立場にあるマイノリティに対する差別が蔓延しているという認識を共有しているからです。このことは、日本にもドイツにも、また他のヨーロッパ諸国においても当てはまることです。事実、スインティとロマは、頻繁に、警

察による暴力の対象とされ、公平な司法へのアクセスを否定されています。したがって、ドイツ・スインティ・ロマ中央委員会およびその会員組織は、石川さんとの連帯を継続し、あらゆる可能な手段を用いて狭山事件の再審を求める取り組みを支援いたします。

ドイツ・スインティ・ロマ中央委員会議長、IMADR理事
ロマニ・ローゼ

◇私たちは、人種・カースト・その他の形態の差別と闘うために、世界各地の被差別コミュニティと手を結んでいます。私たちは、いかなる差別も許しません。私たちは、日本政府に対し、刑事司法制度を見直すこと、そして、被差別部落に対する差別偏見を助長することのないよう求めます。私たちは、司法手続きにおける差別の問題について日本政府の責任を追及します。すべての人びとは平等に扱われるべきです。

タミルナドゥ・ダリット女性運動代表 IMADR理事
ブルナド・ファティマ

◇人権侵害の最悪の形態である人種・世系・カーストに基づく差別は、世界規模で多数の人びとに影響を及ぼしています。全国ダリット人権キャンペーン(NCDHR)は、正義を求めるこの世界的な運動—狭山国際連帯キャンペーン—への支援を呼びかけます。その取り組みはまた、世界各国の刑事司法制度に内在する偽善、人種・カースト差別、免責を許す仕組みを明らかにする機会となるでしょう。インドNCDHR共同代表 ポール・ディヴァカ

◇マーストリヒト大学の法学教授として、また元国連特別報告者として、狭山国際連帯キャンペーンに対する全面支持を表明いたします。石川一雄さんの第3次再審請求について、非差別という人権の原則と、適正手続および公正な裁判が、忠実に、また厳正に尊重されることを求めます。

元国連拷問に関する特別報告者、IMADR理事
テオ・ヴァン・ボーヴェン

◇狭山裁判は、人種主義・差別が司法における正義を危うくし、墮落させる重大な事件です。狭山国際連帯キャンペーンへの連帯のメッセージを、世界各国の司法運営における人種差別との闘いに対する、私たちの支持の印として送ります。

IMADR北米ベース IMADR理事マイケル・シャープ

狭山事件と国際人権（自由権）規約委員会の勧告

片岡明幸（部落解放同盟中央執行委員）

1. 狭山事件と証拠開示

1963年に発生した狭山事件は、事件発生から50年を迎えた。犯人とされた石川一雄さんは、今も無実を訴えて再審を請求している。この事件は、被差別部落に対する予断と偏見にもとづいたえん罪だ。犯人を取り逃がして非難を受けた警察は、被差別部落に見込み捜査をかけ、石川さんを犯人にでっちあげた。

裁判の焦点は、証拠開示だ。石川さんの有罪を立証するものは「自白」だけで、物的証拠は何もない。警察が物証だと提出している万年筆や時計は、どれも被害者のものではないことがはっきりしている。本当はそれだけで無罪になっていいのだが、「自白」が大きな壁になっている。弁護団は、事件当時警察が集めた証拠の開示を求めてきたが、検察側はこれを拒み続け、裁判は長い間膠着状態に陥っていた。

この膠着状態を何とか打開したい。解放同盟は、証拠開示を裁判闘争の第1の課題にして運動を進めた。国会議員が、「証拠を開示するべきだ」と国会で質問し、支援者は証拠開示と再審開始を求めて1000万人の署名を集めて裁判所に届けた。しかし、証拠開示は実現できなかった。検察は、「日本の裁判では開示しなければならない法的根拠はない」と開き直り、開示を拒んできた。

ところで国連は1948年に「世界人権宣言」を採択し、この宣言の具体化するために、1966年に国際人権規約を採択した。国際人権規約は、国際人権〈自由権〉規約と国際人権〈社会権〉規約、及び人権侵害を受けた個人の通報制度と死刑廃止を目指す議定書からなっている。そのうちの〈自由権〉規約は、公正な裁判を実現するために検察側が証拠を開示することを謳っている。日本政府は、1979年に2つの規約を締結した。規約を締結した政府は、規約の定める諸権利の実現のために立法措置などが義務づけられ、そのためにとった措置と状況を国連に定期的に報告することになってい

る。日本政府は1980年から5回の報告書を提出し、その都度改善の勧告を受けているが、政府は見るべき改善をおこなわないまま30年余が経過した。

2. 国際人権（自由権）規約委の勧告

どうしても証拠開示を実現したい——。解放同盟は、IMADRの協力を得て、国連で開かれる人権委員会に働きかけことにした。国連の自由権規約委員会が日本政府に証拠を開示するよう勧告し、勧告にしたがって政府が国内法を改正する、そして狭山事件で証拠開示を実現させる。迂遠な道のりだが、この際どんな方法でも再審裁判が動き出すのならやってみようということになった。狭山事件の担当役員として、私が2度ジュネーブの国連欧州本部に向かった。一度目は1998年10月に弁護団の中山武敏弁護士らと、2度目は10年後の2008年10月に石川さん夫婦と一緒に欧州本部で委員会に訴えた。

その結果、第1回目の1998年には、自由権規約委員会が「最終見解」で証拠開示に関して「すべての関係資料へのアクセスが認められるよう保障することを勧告する」と明確な勧告を行った。なお、このときは証拠開示以外にも、人権侵害を調査して是正措置を執ることが出来る政府から独立した人権機関の設立も勧告している。

2回目は、公正な裁判に関連した項目で次のように勧告した。「締約国は、条約第14条（公正な裁判を受ける権利）にあるすべての保障への適合を確保すべきである。取り調べの時でもすべての容疑者が弁護士へのアクセス出来る権利、犯罪嫌疑の性質にかかわらず逮捕されたその時から法的支援が受けられる権利、自分の件に関わる警察の記録すべてにアクセスできる権利、そして医療措置が受けられる権利が保障されることを確保すべきである。さらに起訴前保釈システムが導入されるべきである」

証拠開示という表現は使われていないが、「自分の件に関わる警察の記録すべてにアクセスでき

る権利」、つまりは証拠を見る権利が保障されるべきであることを委員会は再び勧告した。

この時併せて委員会は、「取り調べの可視化」についても言及した。「規約14条の下、虚偽の自白からや被疑者の権利を保障する観点から、取り調べの全過程の録画機器の組織的な利用を保障し、取調中の弁護士の立ち会いを全被疑者に保障する立法を採択すべきである」

取り調べの可視化については、石川さんや布川事件の桜井さんなど4人のえん罪被害者が委員の前で体験を語り、審査会の前夜には志布志事件の映画が上映されたこともあって、委員の関心が高かった。最終見解は、日本政府にこんなことを言った。「刑事捜査中の警察の役割は、真実を作り上げることではなく、裁判のために証拠を集めることであることを認識し、黙秘はとがめられることではないことを保障し、警察の取調中の自白により、現在の科学的な証拠に裁判所が依拠するよう勤めなくてはいけない」

「警察の役割は、（自白を強要して）真実を作り上げることではなく、……証拠を集めることである」、——。これまた、ずいぶん皮肉ではないか。

3. 動き出した狭山再審

国連が再び証拠開示を勧告した意義は大きかった。解放同盟はその後、国会や大衆運動の場面で国連の勧告を取り上げ、政府や検察・裁判所に証拠開示を迫った。その結果、2009年12月、当時の裁判長が検察側に証拠を開示するよう勧告した。裁判長は、犯行現場に関連した血液反応検査報告書や犯行現場にいた小名木武さんの供述調書、石川さんの筆跡資料など具体的な8項目をとりあげ、あるなら提出するよう検察側に勧告した。

そして翌2010年5月、検察側はついに36点の証拠を開示した。出てきた証拠を見て関係者は驚いた。なかに石川さんが逮捕された当日、狭山警察署長に当たった「上申書」が含まれていた。そこには「わたしはやっていない」と明確に犯行を否定する石川さんの言葉が記されていた。驚いたのはそれだけではない。上申書の筆跡は、脅迫状とは似ても似つかぬものだった。

裁判は、この証拠開示で大きく動き出した。この証拠開示に国連の勧告が大きく寄与していることは間違いない。IMADRの活動と協力なしに証拠開示は実現しなかった。

4. 反差別国際運動（IMADR）の課題

狭山事件に関連して、IMADRの課題は2つあると思う。ひとつは、今後もさらに執拗に国連の関係機関に証拠開示を働きかけることだ。狭山事件は、あと一步のところに来たが、「証拠開示する必要はない」という検察の姿勢は変わっていない。この頑迷な検察と日本政府に法改正を実行させるために引き続き働きかけることが重要だ。

もう一つは、狭山事件の支援の輪を国際的に広げることだ。さまざまな国の人びとが狭山事件に注目し、支援を表明するような状況を作り出すことだ。そのためには、さまざまな国で起きている代表的なえん罪事件に関わることも必要だ。国連に出席すれば分かることだが、世界には国の数だけ人種差別や民族差別、生まれにもとづいた差別が存在しており、その差別にもとづいたえん罪事件も山ほど報告されている。そうしたえん罪事件に関わるなかで狭山事件の国際的な連帯の輪を広げることが大事だと思う。

（かたおか あきゆき）

IMADRが出版した書籍 (数字はシリーズ番号)

現代世界と人権

1. 国連とマイノリティの人権 (1990年)
2. 国際社会と被差別者の人権 (1991年)
3. 国際社会と新たな人権の課題 (1992年)
4. バングラディッシュの先住民と人権(1993年)
5. 人種差別と不均等発展 (1993年)
6. 国際人権基準と国際連帯 (1994年)
7. 国際社会における共生と寛容を求めて (1995年)
8. 世界人権会議と人権の発展 (1995年)
9. 人種差別撤廃条約の批准と国内実施(1995年)
10. 国際人権条約の締結と日本の条約 (1996年)
11. 21世紀に向けた社会的権利 (1997年)
12. 人権の世紀をめざす国連人権教育の10年(1998年)
13. 世紀の変わり目における差別と人種主義(1999年)
14. 国連活用実践マニュアル 市民が使う人種差別撤廃条約 (2000年)
15. 国連から見た日本の人種差別-人種差別撤廃委員会日本政府報告書審査の全記録とNGOの取り組み (2001年)
16. 日本も必要! 差別禁止法——なぜ? どんな? (2002年)
17. マイノリティ女性の視点を政策に! 社会に! —女性差別撤廃委員会日本報告書審査を通して (2003年)
18. 人権侵害救済法・国内人権機関の設置をもとめて (2004年)
19. グローバル化の中の人身売買—その撤廃に向けて (2005年)
20. 「周縁化」「不可視化」を乗り越えて—人種主義・人種差別等に関する国連特別報告者の日本公式訪問報告書を受けて (2006年)
21. 立ち上がりつながるマイノリティ女性—アイヌ女性・部落女性・在日朝鮮人女性によるアンケート調査報告と提言 (2007年)
22. 国連と日本の人権-NGOから見た普遍的定期審査 (2009年)
23. 先住民族アイヌの権利確立に向けて(2010年)
24. 今、問われる日本の人種差別-国連審査とNGOの取り組み (2011年)

JCブックレット

1. 人種差別撤廃条約と反差別の闘い (1995年)
2. 21世紀を人権文化の時代に—「国連人権教育の10年」推進のために (1996年)
3. 子どもの権利条約と日本のマイノリティの子

- どもたち—政府報告書への提言 (1997年)
4. 一緒に考えてみませんか これからの人権教育 (1999年)
5. アメリカの人権のまちづくり—地域住民のチャレンジ (2000年)
6. マイノリティ女性が世界を変える!—マイノリティ女性に対する複合差別 (2001年)
7. ダリット「壊されし人々」—差別との闘い インドカースト制度下の「不可触民」(2001年)
8. 「ロマ」を知っていますか—「ロマ/ジプシー」苦難の歩みをこえて (2003年)
9. マイノリティの権利とは—日本における多文化共生社会の実現にむけて (2004年)
10. 国際テロ・国際組織犯罪対策とマイノリティの不安安全 —日本・韓国・フィリピンの経験から (2006年)
11. 移住女性が切り拓くエンパワメントの道—DVを受けたフィリピン女性が語る (2006年)
12. 講座 人身売買—さまざまな実態と解決への道筋 (2007年)
13. スリランカの内戦と人権 (2008年)
14. 平和は人権 普遍的实现をめざして(2011年)
15. 企業と人権 インド・日本 平等な機会のために (2012年)

■ナチス体制下におけるシンティとロマの大量虐殺(2009年) 英語出版

People's for Human Rights

6. Special Issue on Globalization and Discrimination (1998)
7. For the World Conference Against Racism 2001 Racism in a Globalized Era (2000)
8. Durban and beyond (2001)
9. Descent- Based Discrimination-250 million worldwide oppressed under caste and analogous systems of inherited status (2004)
10. Human Trafficking And Racism- Exploring the Links between Marginalization and Exploitative Migration (2001)
11. The Struggle For Human Rights and Peace in Sri Lanka (2009)
12. Minority Women Rise Up A Collaborative Survey on Ainu, Buraku and Korean Women in Japan (2009)
13. Contemporary Forms Of Racial Discrimination- Reflections of Our Times (2013)

◆反差別国際運動（IMADR）とは

世界からあらゆる差別と人種主義の撤廃をめざしている国際人権NGOです。日本の部落解放同盟の呼びかけにより、国内外の被差別団体や個人によって、1988年に設立されました。アジア、北米、南米、ヨーロッパのパートナー団体とともに、国境を越えた連携・連帯を促進しています。1993年には、日本に基盤を持つ人権NGOとしては初めて国連との協議資格を取得し、ジュネーブにも事務所を設置して、国連機関などへのはたらきかけにも力を入れています。

◆反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）とは

日本におけるIMADRの活動の拠点として日本委員会が1990年に設立されました。特に被差別部落の人びとや、アイヌ民族、琉球・沖縄の人びと、在日コリアンなど日本の旧植民地出身者およびその子孫、移住労働者・外国人などに対する差別、また、それらの集団に属する女性に対する複合差別の問題に取り組んでいます。それら人びとの声をつなげ、政府や国連に働きかけていくと共に、それが社会全体の課題として認識されるよう、積極的な発信を行なっています。

◆IMADRの活動テーマ

IMADRは、次の活動テーマへの取り組みを通じて、差別と人種主義、それらとジェンダー差別が交差する複合差別の撤廃をめざしています。

- 職業と世系（部落、ダリットなど）にもとづく差別の撤廃
- 搾取的移住・女性と子どもの人身売買の撤廃
- 先住民族の権利確立
- マイノリティの権利確立
- 司法制度における人種差別の撤廃
- 国際的な人権保障制度の発展とマイノリティによる活用の促進

◆大切にしている視点

EMPOWERMENT—立ち上がり

差別を受けている人びとの声を中心に据え、差別をなくすために人びとが立ち上がること。

SOLIDARITY—つながり

さまざまな権利が十分保証されていないマイノリティが連携・連帯し、共通の課題に取り組み、そのつながりを社会へ、世界へと広げること。

ADVOCACY—基準・仕組みづくり

つながった声と力によって、差別と人種主義の撤廃のための法制度や仕組みを国内や国連で強化すること。



IMADR創立25周年記念冊子

「反差別国際運動の挑戦—世界の水平運動をめざして」 1988年～2013年

2013年6月14日 発行

編集・発行 反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

〒104-0042 東京都中央区入船1-7-1

(財) 松本治一郎記念会館内

Tel : 03-6280-3101 Fax : 03-6280-3102

E-mail : imadrjc@imadr.org

Website : <http://www.imadr.net>

発売元

株式会社解放出版社

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37

HRCビル3階

Tel : 06-6581-8542 Fax : 06-6581-8552

Website : <http://www.kaiho-s.com>

東京営業所

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-23

アセント神保町3階

Tel : 03-5213-4771 Fax: 03-3230-1600

印刷・製本 株式会社NPCコーポレーション

ISBN 978-4-7592-6338-1 C0036